

# 第4章 地域別まちづくり構想

## 4-1 地域別まちづくり構想の位置づけと地域区分

### (1) 地域別まちづくり構想の位置づけ

全体構想では、美浜町全域を対象としてまちづくりの目標やまちづくりの方針を定めていますが、骨格的な考え方や基本的な方針を掲げるに留まり、日常的な生活や都市活動の視点から見ると、分かりにくく、身近に感じにくいところがあります。

美浜町は、三方五湖や水晶浜など、水際の美しい町としての印象が強くなっていますが、水辺の青とコントラストをなす豊かな森林地域、これらをつなぐ河川や田園地域、さらには佐柿や日向の町並みなど、地域毎に地理的、歴史的条件も異なっています。

都市づくりの目標に掲げる通り、暮らしやすく美しいまちを実現するためには、行政が地域住民の意見に耳を傾け、地域の特徴を踏まえたきめ細かなまちづくりを進めることはもちろん、地域住民と行政がまちの将来像を共有し、協働でまちづくりを進めることが重要です。

地域別まちづくり構想は、主に身近なまちづくりの方向性を明らかにするとともに、地域住民が主体となって進めるまちづくり活動の指針となる役割を果たします。地域と行政が協働で進めるまちづくりに取り組むに当たって、地域別まちづくり構想を活用していきます。

### (2) 地域区分

地域住民による主体的なまちづくり活動での活用を想定していますので、本町の地形条件や歴史的条件、日常生活のまとまり等に配慮し、町内を4つの地域に区分しました。

また、地域別まちづくり構想に掲げる内容は、アンケート結果や行政への要望などをもとに、全体構想との整合を図りつつ、地域別のまちづくりの方向性として共有すべき考え方を整理しています。



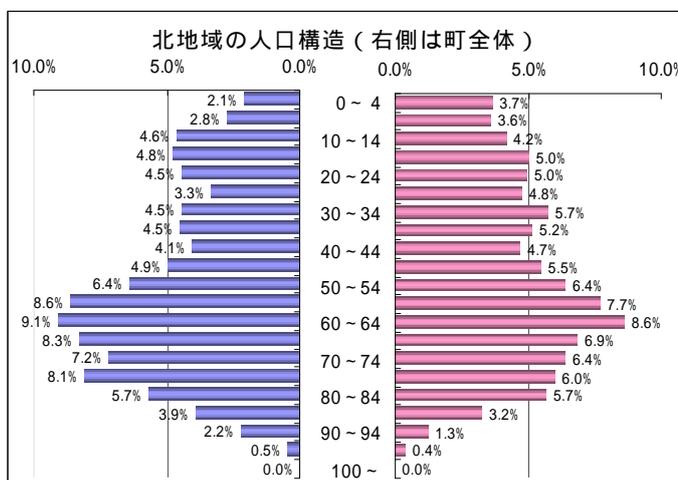
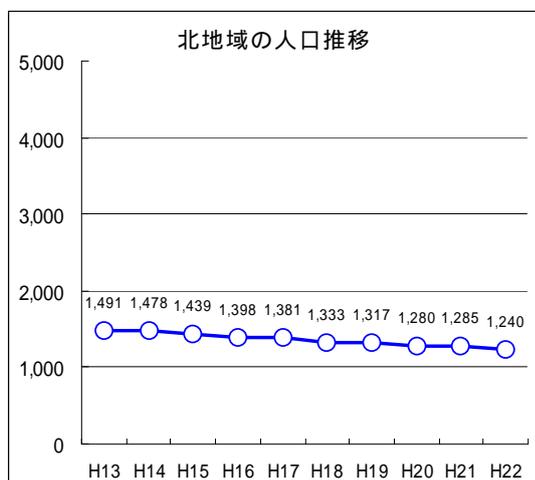
## 4-2 地域別まちづくり構想

### (1) 北地域

#### 地域の概況

北地域は、本町の西側に位置し、若狭湾や三方五湖（日向湖、久々子湖）に面する風光明媚な地域です。特に、レインボーライン梅丈岳山頂自然公園からの眺めは素晴らしく、多くの観光客を集めています。また、日向湖畔には特徴のある漁村集落が形成されているほか、国選択無形民俗文化財の日向の綱引き行事が継承されているなど、地域固有の文化が育まれています。

本地域の人口は、平成 22 年時点で 1,240 人と町内で最も少なく、町全体の 11.5% となっています。人口はやや減少する傾向にあり、ここ 10 年で 251 人減少しています。人口構造は、町全体に比較して 15 才未満の割合が低く、65 才以上の割合が高くなっており、少子高齢化の進展が顕著となっています。



（出典：住民基本台帳）

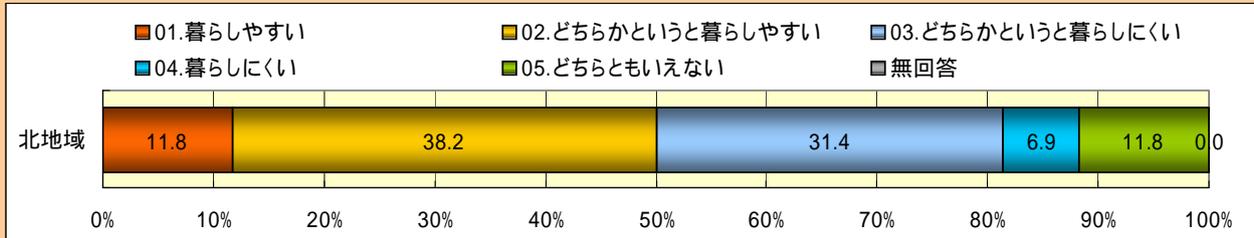
#### 【主要な施設・資源】

自然資源、景観資源	歴史資源	公共公益施設	その他主要施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>三方五湖（日向湖、久々子湖）</li> <li>海水浴場（早瀬、日向、久留見）</li> <li>梅丈岳山頂自然公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>奥ノ堂</li> <li>日向の漁村集落</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美浜北小学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボートハウス</li> <li>レインボーライン</li> <li>梅丈岳山頂自然公園</li> </ul>

## アンケート等に見る地域の課題、要望

暮らしやすさ、暮らしにくさとその理由（アンケート調査より）

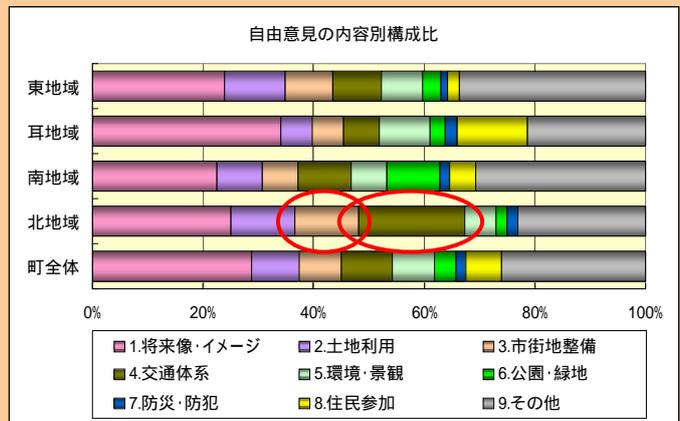
- ・暮らしやすい、どちらかという暮らしやすいと回答した方は約5割に留まり、町全体では最も低くなっています。
- ・暮らしやすい主な理由には、衛生・環境対策、安全安心があげられています。逆に、暮らしにくい主な理由は、買い物の不便、交通の不便が顕著となっています。



暮らしやすい理由ベスト5 (構成比は116人の選択割合)		暮らしにくい理由ベスト5 (構成比は102人の選択割合)	
13.ごみ、下水道などの衛生や環境対策が整っているから	43.1%	05.買い物が不便だから	66.7%
06.安全・安心なまちだから	41.2%	04.交通が不便だから	48.7%
11.近所の人たちがあたたかいから	39.2%	10.娯楽や余暇を楽しむ場が少ないから	38.5%
07.子育て環境が良いから	19.6%	11.近所づきあいが大変だから	30.8%
01.自分にあう職場があるから	17.6%	09.医療や福祉サービスが十分ではないから	23.1%
03.勤務地が近いから	17.6%		

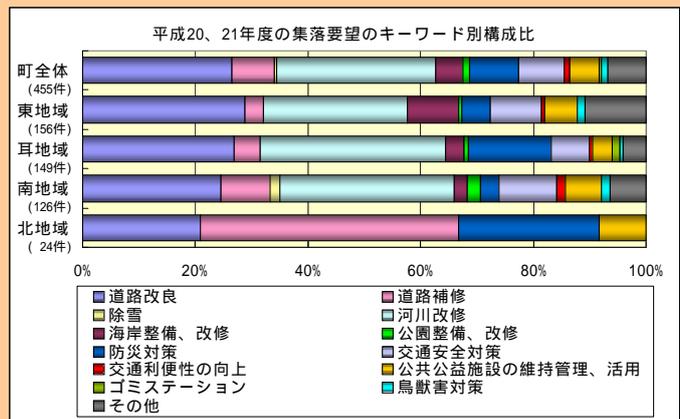
自由意見の傾向（アンケート調査より）

- ・町全体に比較して、「3.市街地整備」、「4.交通体系」への意見割合が高くなっています。
- ・それぞれの代表的な意見は、「美浜駅周辺部の環境整備」、「身近な道路の改良」となっています。



その他行政への要望等

- ・要望24件のうち、道路改良・補修への要望が多くなっています。
- ・また、防災対策として、急傾斜地の崩壊対策への要望も多くなっています。



## 北地域のまちづくりの方針

### 【まちづくりの基本的な考え方】

古来より三方五湖と生活をともにしてきた文化を大切にしつつ、レインボーラインの玄関口として、優れた景観資源や生活文化を観光資源として積極的に活用した、活力ある地域づくりを進めます。また、高齢化の進展も著しいため、誰もが心地よく住むことができるユニバーサルデザインの生活環境整備を進めます。

### 【まちづくりの基本方針】（印は、主に地域住民が主体となって取り組んでいただきたい項目）

#### 土地利用の方針

- 若狭湾沿岸の美しい海岸線、三方五湖一帯の優れた自然環境の保全。
- 沿岸の漁村集落では、機能的な漁業環境を確保しつつ、生活環境施設の整備を推進。
- 市街地における実態に即した土地利用制度の運用（用途地域の変更等）。

#### 交通体系の整備方針

- レインボーラインに連絡する幹線道路の整備・改良促進。
- 身近な生活道路の整備・改良。

#### 公園緑地の整備方針

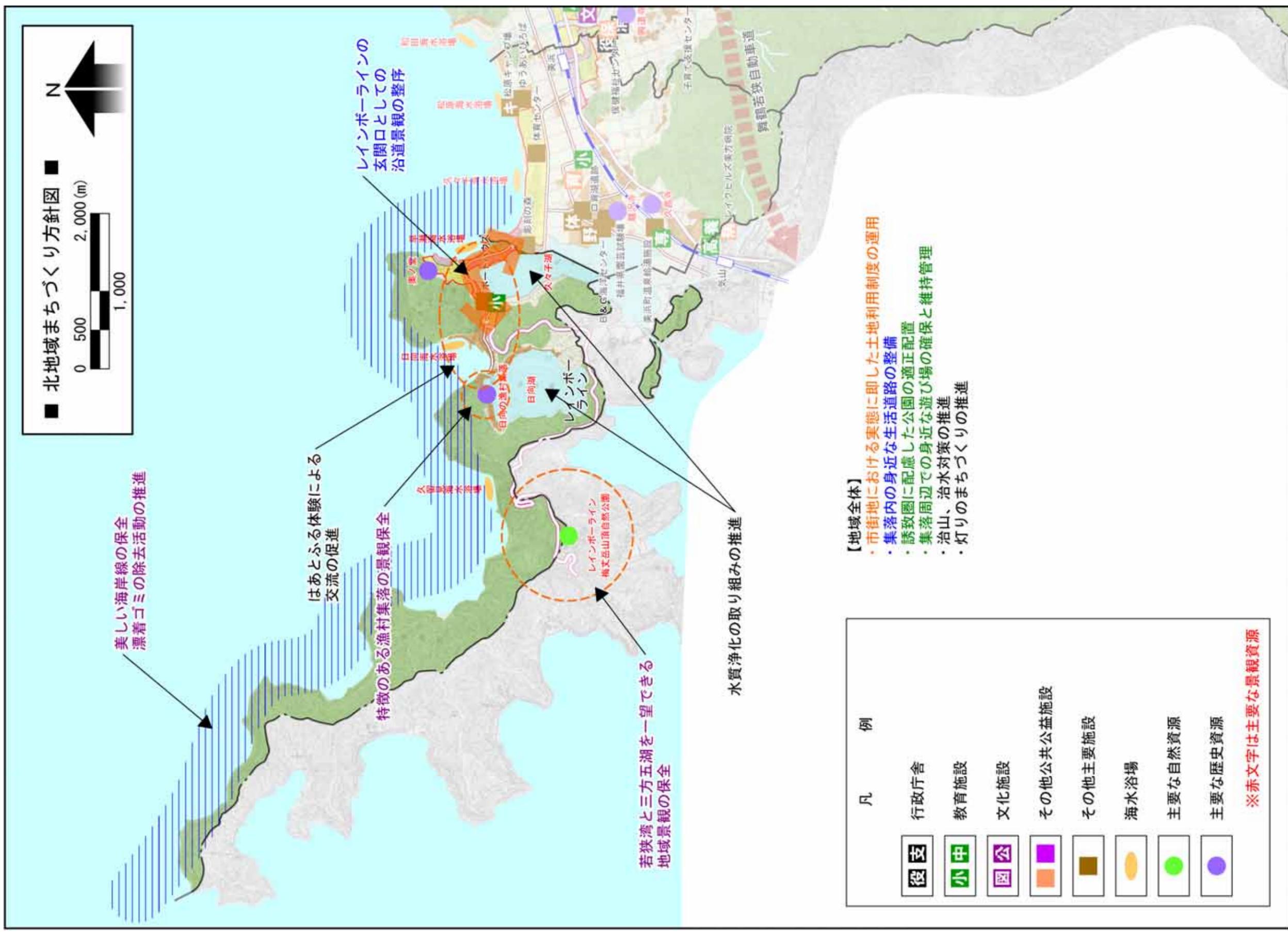
- 誘致圏に配慮した適正な公園の配置。
  - 既存公園等の機能拡充。
- これら公園等の適切な維持管理。  
道路沿道の緑化や敷地内緑化など、緑化活動の推進。

#### 景観づくりの方針

- 若狭湾と三方五湖を一望できる地域景観の保全。
- 伝統ある漁村集落の景観の維持・保全
- 美しい海岸線、湖岸の保全。
- レインボーラインの玄関口としての沿道景観の整序。
- 海水浴場周辺、三方五湖湖岸での漂着ゴミの除去など、地域住民と一体となった景観の維持・向上。

#### その他身近なまちづくりの方針

- 急傾斜地の崩壊、土砂災害等の自然災害を防止する治山・治水対策の推進。
  - 三方五湖の水質浄化の取り組みの推進。
- はあとふる体験の場として、地域が主体となった交流の促進。  
豊富な電気を活かした灯りによるまちづくりの推進。



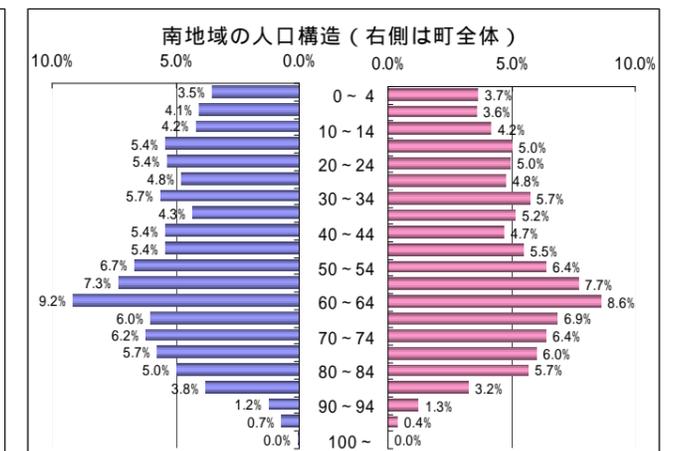
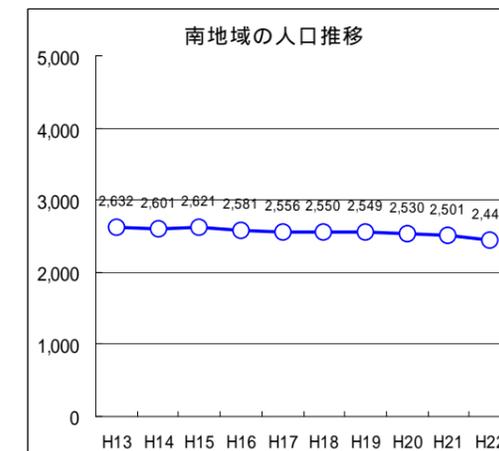
## (2)南地域

### 地域の概況

南地域は、本町のほぼ中央に位置し、若狭湾や三方五湖（久々子湖）に面する自然豊かな地域です。

耳地域の市街地と連担する市街地には、役場庁舎や保健福祉センター、JR美浜駅等があり、町の中心となる地域です。また、松原～久々子には、海水浴場と一体となった市街地も形成されています。

本地域の人口は、平成22年時点で2,446人であり、町全体の22.7%を占めています。人口は、ほぼ横ばいで推移していますが、ここ10年で186人減少しています。人口構造は、町全体に比較して15～24才の割合が高くなっていますが、全体的には町全体とほぼ同様の構造となっています。



(出典：住民基本台帳)

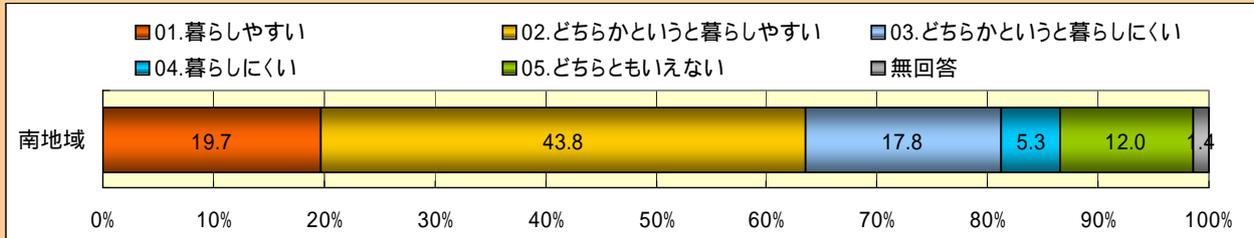
### 【主要な施設・資源】

自然資源、景観資源	歴史資源	公共公益施設	その他主要施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>海水浴場(松原、久々子)</li> <li>三方五湖(久々子湖)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>龍沢寺</li> <li>久昌寺</li> <li>口背湖遺跡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美浜南小学校</li> <li>美方高等学校</li> <li>嶺南東養護学校</li> <li>美浜町役場</li> <li>美浜町保健福祉センターはあとびあ</li> <li>レイクヒルズ美方病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゆうあい広場</li> <li>体育センター</li> <li>美浜町総合運動公園</li> <li>福井県園芸試験場</li> <li>B &amp; G 海洋センター</li> <li>美浜町温泉給湯施設</li> <li>松原キャンプ場</li> <li>彫刻の森</li> <li>若狭医療福祉専門学校</li> <li>J R 美浜駅</li> </ul>

## アンケート等に見る地域の課題、要望

暮らしやすさ、暮らしにくさとその理由（アンケート調査より）

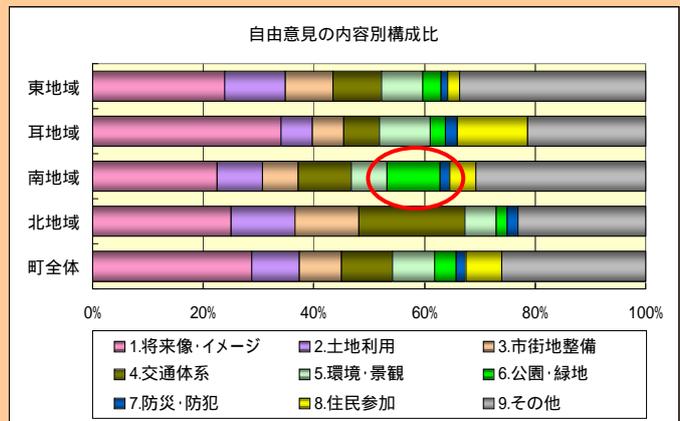
- ・暮らしやすい、どちらかという暮らしやすいと回答した方は 63.5%に留まり、町全体（65.1%）よりもやや低くなっています。
- ・暮らしやすい主な理由には、地域コミュニティや衛生・環境対策、安全安心があげられています。逆に、暮らしにくい主な理由は、買い物の不便が顕著となっています。



暮らしやすい理由ベスト5 (構成比は298人の選択割合)		暮らしにくい理由ベスト5 (構成比は129人の選択割合)	
11.近所の人たちがあたたかいから	45.5%	05.買い物が不便だから	79.2%
06.安全・安心なまちだから	37.9%	04.交通が不便だから	47.8%
13.ごみ、下水道などの衛生や環境対策が整っているから	37.9%	09.医療や福祉サービスが十分ではないから	27.1%
03.勤務地が近いから	25.8%	10.娯楽や余暇を楽しむ場が少ないから	27.1%
09.医療や福祉サービスが充実しているから	17.4%	11.近所づきあいが大変だから	27.1%

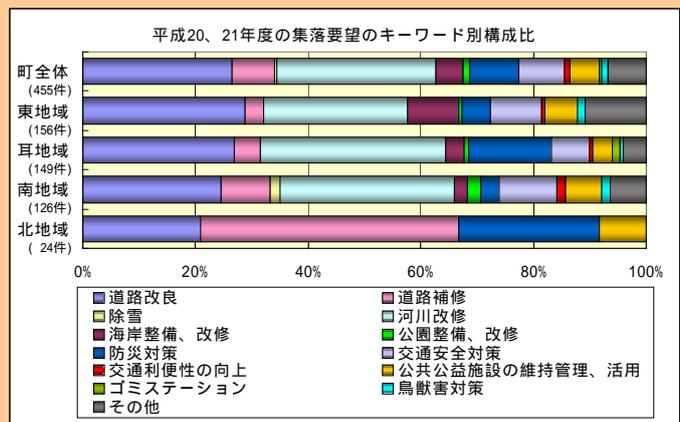
自由意見の傾向（アンケート調査より）

- ・町全体に比較して、「6.公園・緑地」への意見割合が高くなっています。
- ・その代表的な意見は、「子どもが遊べる公園の整備」となっています。



その他行政への要望等

- ・要望 126 件のうち、道路の拡幅整備や河川・排水路の整備・改修への要望が多くなっています。
- ・また、交通安全対策として、防犯灯設置への要望も多くなっています。



## 南地域のまちづくりの方針

### 【まちづくりの基本的な考え方】

国道 27 号や若狭梅街道、JR 小浜線に沿って主要な施設が集積する特性を活かし、これらの連携を密にした、人々が集い、憩い、楽しみやすい地域づくりを進めます。また、久々子、松原地区は、海水浴だけでなく、体験型の交流拠点として、人々がふれあう、コミュニティ豊かな地域づくりを進めます。

### 【まちづくりの基本方針】( 印は、主に地域住民が主体となって取り組んでいただきたい項目 )

#### 土地利用の方針

- 若狭湾沿岸の美しい海岸線の保全。
- 若狭梅街道周辺に広がる優良農地の保全。
- ・優良農地と一体となった閑静な集落環境の保全を前提とした、生活環境の改善。
- ・市街地や集落周辺の里山環境の保全と活用。
- ・市街地における実態に即した土地利用制度の運用（用途地域の変更、拡大等）。
- ・JR 美浜駅～役場庁舎一帯の生活拠点としての整備。
- ・生涯学習施設の整備。
- ・福井県園芸試験場一帯の研究・交流拠点としての空間整備。

#### 交通体系の整備方針

- ・国道 27 号の未整備区間の整備促進。
- ・2 つの市街地を連結する幹線道路の整備。
- ・身近な生活道路の整備・改良。
- ・JR 美浜駅の交流拠点としての機能強化と駐車場等の周辺環境の整備。

#### 公園緑地の整備方針

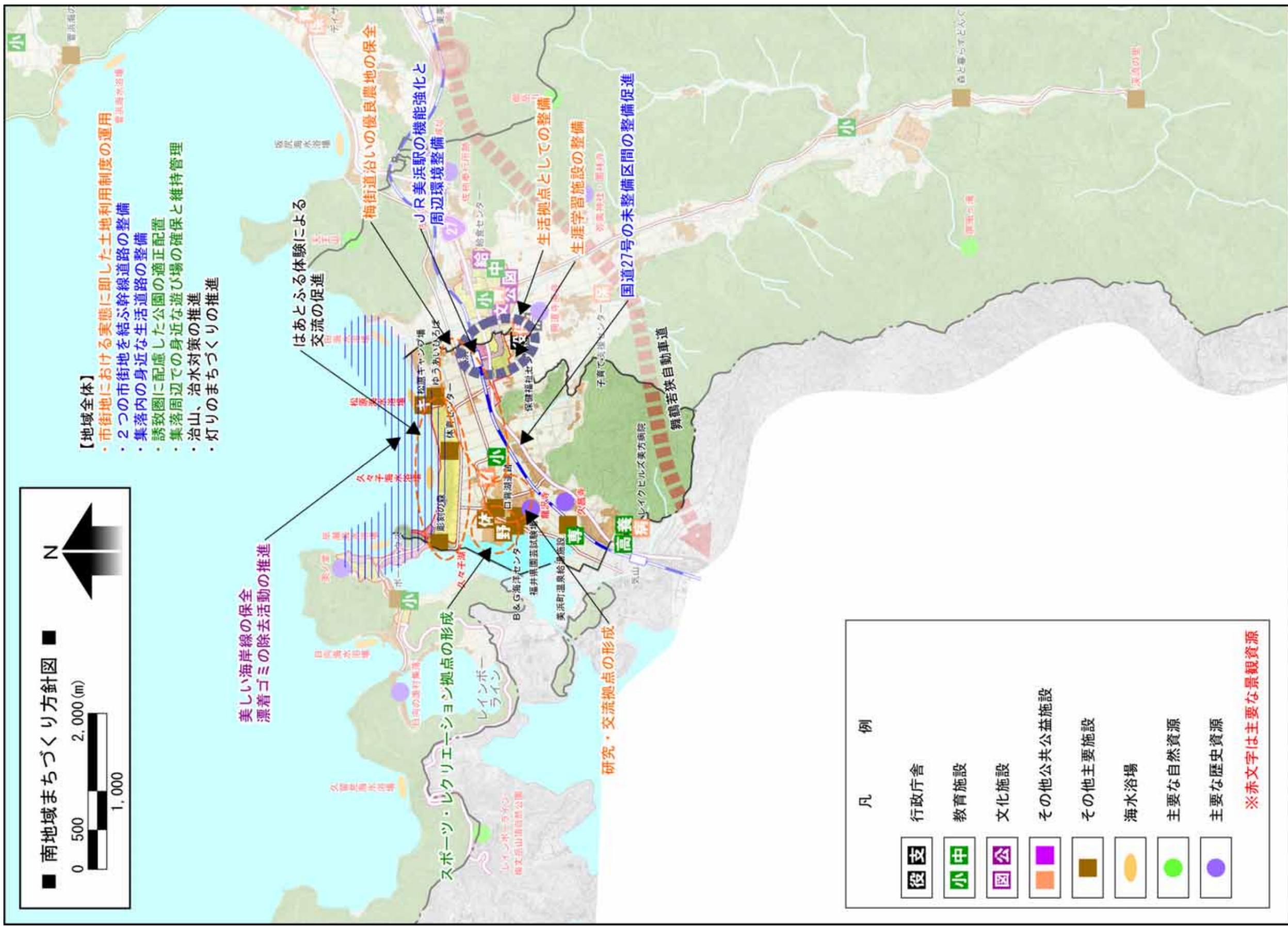
- ・美浜町総合運動公園のスポーツ・レクリエーション拠点としての機能拡充。
- ・誘致圏に配慮した適正な公園の配置。
- ・既存公園等の機能拡充。
- これら公園等の適切な維持管理。
- 道路沿道の緑化や敷地内緑化など、緑化活動の推進。

#### 景観づくりの方針

- 若狭湾や三方五湖を背景とする優良農地が織り成す地域景観の保全。
- 美しい海岸線の保全。
- 海水浴場周辺での漂着ゴミの除去など、地域住民と一体となった景観の維持・向上。

#### その他身近なまちづくりの方針

- ・急傾斜地の崩壊、土砂災害等の自然災害を防止する治山・治水対策の推進。
- ・豊かな自然環境と共生する暮らしのニーズ（二地域居住、移住等）に対応した住環境の整備。
- はあとふる体験の場として、地域が主体となった交流の促進。
- 豊富な電気を活かした灯りによるまちづくりの推進。



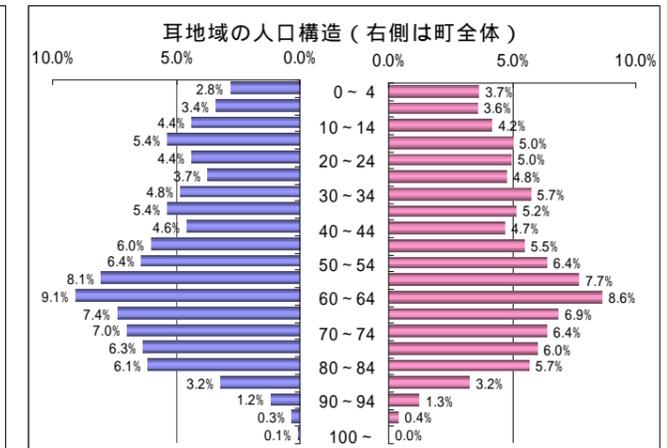
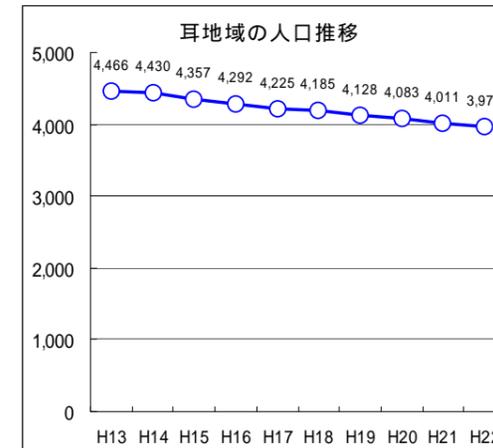
### (3) 耳地域

#### 地域の概況

耳地域は、本町の中央に位置し、耳川を育む森林地域を多く含む地域です。

耳川下流部には住宅市街地が形成され、美浜中学校をはじめ、町の中心施設が多く立地しています。また、旧丹後街道沿いには古い町並みが残されているほか、国吉城址や佐柿奉行所跡など、歴史的にも貴重な資源が多く分布しています。

本地域の人口は、平成22年時点で3,972人であり、町全体の36.9%を占めています。人口は、他の地域に比べてやや強い減少傾向を示しており、ここ10年で494人減少しています。人口構造は、町全体に比較して15～19才の割合が高くなっていますが、全体的には若年層（20代以下）の割合がやや低くなっています。



(出典：住民基本台帳)

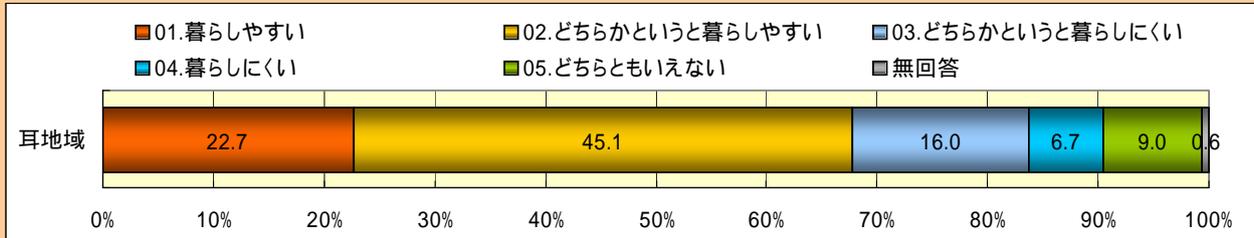
#### 【主要な施設・資源】

自然資源、景観資源	歴史資源	公共公益施設	その他主要施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>和田海水浴場</li> <li>天王山</li> <li>御岳山</li> <li>屏風ヶ滝</li> <li>溪流の里</li> <li>イチョウ(青蓮寺)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国吉城址</li> <li>佐柿奉行所跡</li> <li>佐柿の町並み</li> <li>弥美神社・園林寺</li> <li>興道寺廃寺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弥美小学校</li> <li>新庄小学校</li> <li>美浜中学校</li> <li>美浜町立図書館</li> <li>美浜町中央公民館</li> <li>美浜町文化会館</li> <li>せせらぎ保育園</li> <li>美浜町子育て支援センター</li> <li>美浜町給食センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森と暮らすどんぐり倶楽部</li> <li>和田自然公園</li> </ul>

## アンケート等に見る地域の課題、要望

暮らしやすさ、暮らしにくさとその理由（アンケート調査より）

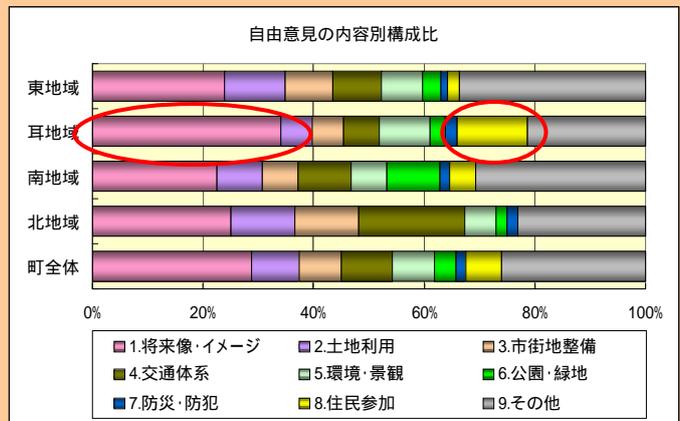
- ・暮らしやすい、どちらかという暮らしやすいと回答した方は約7割にのぼり、町全体では東地域に次いで高くなっています。
- ・暮らしやすい主な理由には、地域コミュニティや安全安心、衛生・環境対策があげられています。逆に、暮らしにくい主な理由は、買い物の不便が顕著となっています。



暮らしやすい理由ベスト5 (構成比は537人の選択割合)		暮らしにくい理由ベスト5 (構成比は207人の選択割合)	
11.近所の人たちがあたたかいから	51.1%	05.買い物が不便だから	55.1%
06.安全・安心なまちだから	44.6%	09.医療や福祉サービスが十分ではないから	38.5%
13.ごみ、下水道などの衛生や環境対策が整っているから	36.9%	04.交通が不便だから	33.3%
03.勤務地が近いから	19.7%	10.娯楽や余暇を楽しむ場が少ないから	33.3%
05.買い物が便利だから	14.6%	11.近所づきあいが大変だから	21.8%

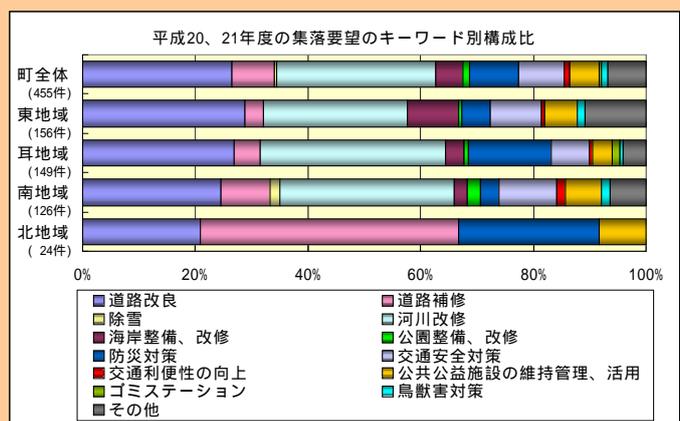
自由意見の傾向（アンケート調査より）

- ・町全体に比較して、「1.将来像・イメージ」、「8.住民参加」への意見割合が高くなっています。
- ・それぞれの代表的な意見は、「働く場所がたくさんあり、若者が暮らしやすいまち」、「ふれあい交流機会、イベント等の充実」となっています。
- ・コミュニティバスの利便性向上への意見も多くなっています。



その他行政への要望等

- ・要望 149 件のうち、道路改良、河川改修、防災対策への要望が多くなっています。
- ・急傾斜地の崩壊対策など、防災対策への割合は北地域に次いで高くなっています。



## 耳地域のまちづくりの方針

### 【まちづくりの基本的な考え方】

耳川が育んできた田園地域とその背景となる豊かな森林環境を保全しつつ、国道 27 号沿いに形成された市街地を中心に、利便性の高い地域づくりを進めます。また、国吉城址や佐柿の町並み、興道寺廃寺など、地域を育んできた特有の歴史資源を活かした地域づくりを進めます。

### 【まちづくりの基本方針】（印は、主に地域住民が主体となって取り組んでいただきたい項目）

#### 土地利用の方針

町域を縁取る優れた森林地域の保全。

耳川沿岸に広がる優良農地の保全。

- ・優良農地と一体となった閑静な集落環境の保全を前提とした、生活環境の改善。
- ・市街地や集落周辺の里山環境の保全と活用。
- ・佐柿の町並み、国吉城址一帯の魅力ある交流空間の維持・形成。
- ・市街地における実態に即した土地利用制度の運用（用途地域の変更、拡大等）。
- ・中央公民館跡地の有効活用（せせらぎ保育園の拡張整備）。

#### 交通体系の整備方針

- ・国道 27 号の未整備区間の整備促進。
- ・小中学校への安全な通学を確保するため、（都）河原市中寺線を計画的に整備。
- ・身近な生活道路の整備・改良。
- ・地域のニーズに合った、コミュニティバスの利便性の向上。

#### 公園緑地の整備方針

- ・誘致圏に配慮した適正な公園の配置。
  - ・既存公園等の機能拡充。
  - ・耳川沿岸の環境整備（親水空間、遊歩道等）。
- これら公園等の適切な維持管理。  
道路沿道の緑化や敷地内緑化など、緑化活動の推進。

#### 景観づくりの方針

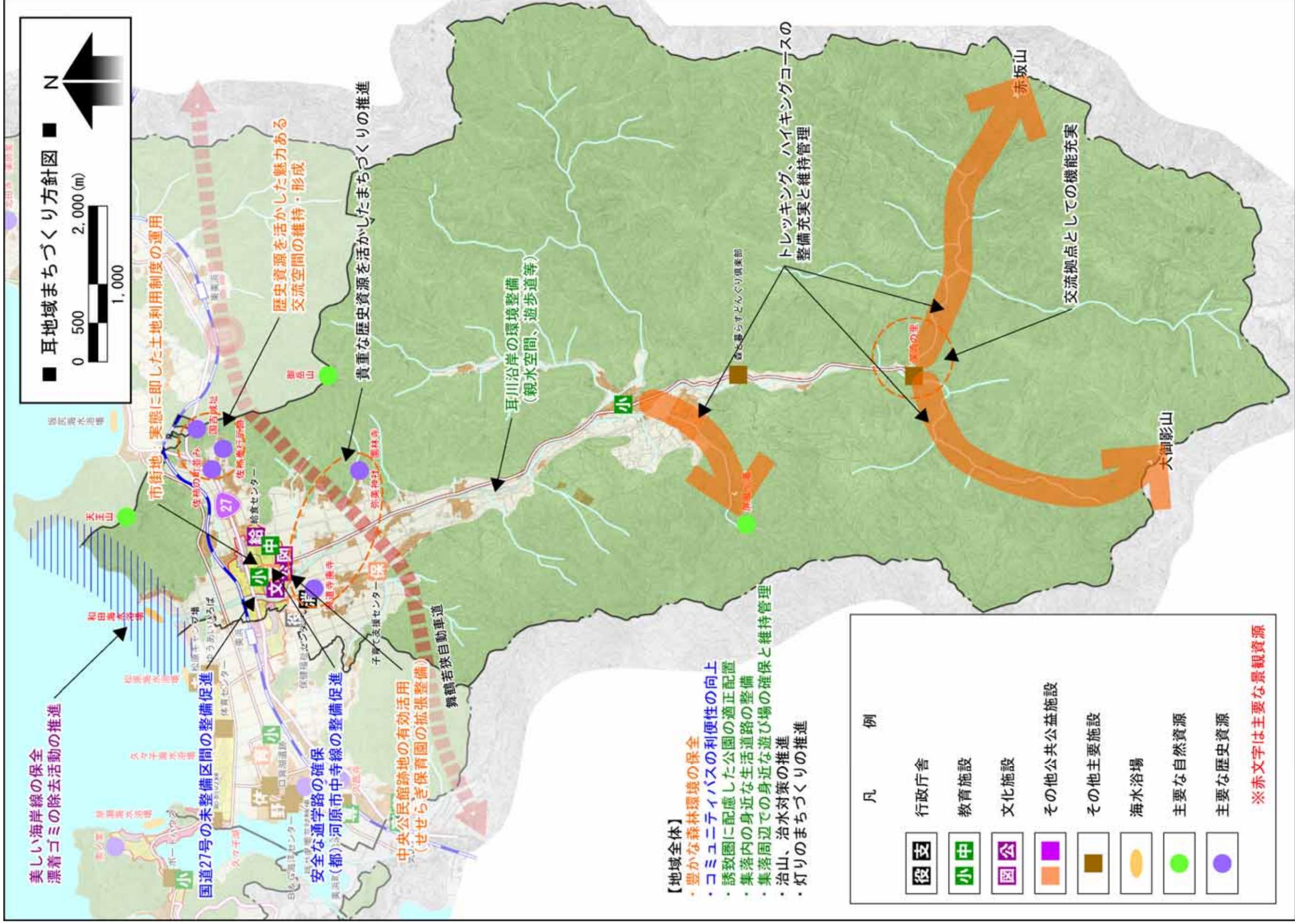
一団の優良農地と背後の山並みと一体となったふるさとをイメージさせる地域景観の保全。

美しい海岸線の保全。

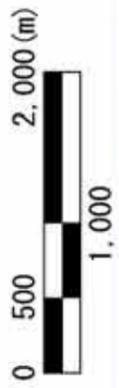
海水浴場周辺での漂着ゴミの除去など、地域住民と一体となった景観の維持・向上。

#### その他身近なまちづくりの方針

- ・急傾斜地の崩壊、土砂災害等の自然災害を防止する治山・治水対策の推進。  
豊富な電気を活かした灯りによるまちづくりの推進。
- ・溪流の里の交流拠点としての機能充実。
- ・赤坂山、大御影山、屏風ヶ滝等へのトレッキング、ハイキングコースの整備充実と維持管理の推進。
- ・興道寺廃寺、弥美神社など、貴重な歴史資源を活かしたまちづくりの推進。



■ 耳地域まちづくり方針図 ■



美しい海岸線の保全  
漂着ゴミの除去活動の推進

国道27号の未整備区間の整備促進

安全な通学路の確保  
河原市中寺線の整備促進

中央公民館跡地の有効活用  
(せせらぎ保育園の拡張整備)

歴史資源を活かした魅力ある  
交流空間の維持・形成

貴重な歴史資源を活かしたまちづくりの推進

耳川沿岸の環境整備  
(親水空間、遊歩道等)

【地域全体】

- 豊かな森林環境の保全
- コミュニティバスの利便性の向上
- 誘致圏に配慮した公園の適正配置
- 集落内の身近な生活道路の整備
- 集落周辺での身近な遊び場の確保と維持管理
- 治山、治水対策の推進
- 灯りのまちづくりの推進

トレッキング、ハイキングコースの  
整備充実と維持管理

交流拠点としての機能充実

凡 例

役	行政庁舎
小	教育施設
園	文化施設
■	その他公共施設
■	その他主要施設
●	海水浴場
●	主要な自然資源
●	主要な歴史資源

※赤字は主要な景観資源

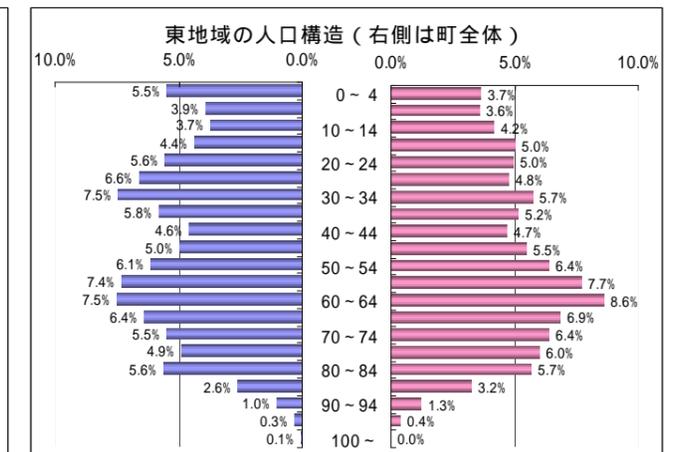
#### (4)東地域

##### 地域の概況

東地域は、本町の北東部に位置し、隣接する敦賀市への行き来に最も便利な地域です。

地域内の若狭湾沿岸には、水晶浜をはじめとする6つの海水浴場があり、夏季には町内外から多くの海水浴客が訪れ、交通渋滞を招くほどの賑わいを見せます。これらは、町民からは優れた景観資源、また若狭湾への眺望(主に夕日)の視点場としても認識されており、特に水晶浜、弁天崎、主要地方道佐田竹波敦賀線からの眺めが評価されています。

本地域の人口は、平成22年時点で3,119人であり、町全体の28.9%を占めています。人口はやや減少する傾向にあり、ここ10年で239人減少しています。人口構造は、町全体に比較して0~4才の割合が高いほか、20から30代の割合も高くなっています。



(出典：住民基本台帳)

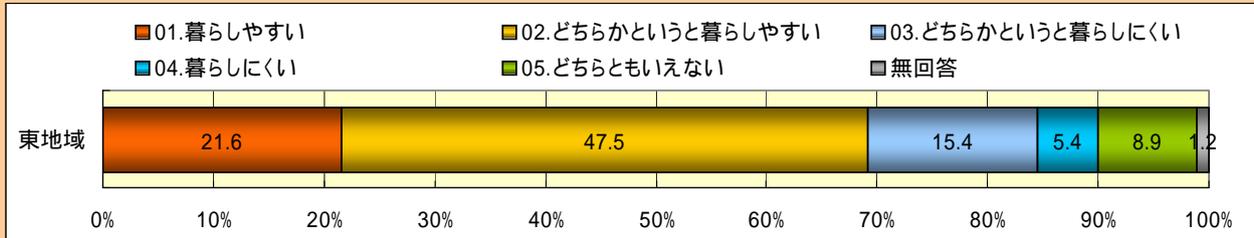
##### 【主要な施設・資源】

自然資源、景観資源	歴史資源	公共公益施設	その他主要施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>海水浴場(丹生白浜、竹波、水晶浜、ダイヤ浜、菅浜、坂尻)</li> <li>弁天崎</li> <li>根上り松</li> <li>天王山</li> <li>御岳山</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北田寺(薬師堂)</li> <li>国吉城址</li> <li>精霊船送り</li> <li>乙見古墳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹生小学校</li> <li>菅浜小学校</li> <li>美浜東小学校</li> <li>はまかぜ保育園</li> <li>あおなみ保育園</li> <li>美浜町デイサービスセンター・ほほえみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹生白浜キャンプ場</li> <li>ダイヤ浜キャンプ場</li> <li>関西電力美浜発電所</li> <li>美浜原子力P Rセンター</li> <li>菅浜海の暮らし館</li> <li>J R東小浜駅</li> </ul>

## アンケート等に見る地域の課題、要望

暮らしやすさ、暮らしにくさとその理由（アンケート調査より）

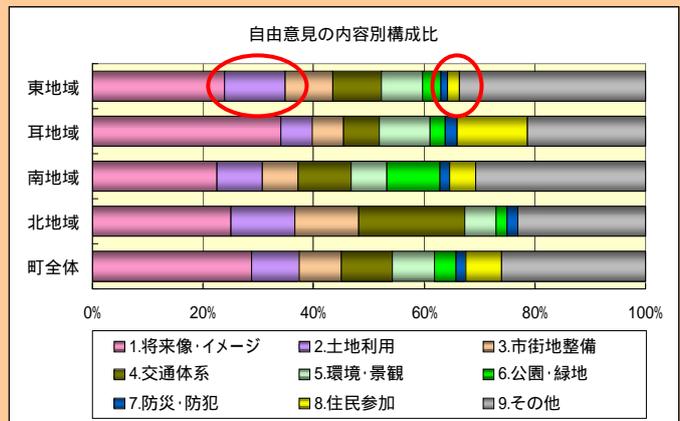
- ・暮らしやすい、どちらかという暮らしやすいと回答した方は約7割にのぼり、町全体では最も高くなっています。
- ・暮らしやすい主な理由には、地域コミュニティや衛生・環境対策、安全安心があげられています。逆に、暮らしにくい主な理由は、交通の不便、買い物の不便が顕著となっています。



暮らしやすい理由ベスト5 (構成比は433人の選択割合)		暮らしにくい理由ベスト5 (構成比は150人の選択割合)	
11.近所の人たちがあたたかいから	43.0%	04.交通が不便だから	64.8%
13.ごみ、下水道などの衛生や環境対策が整っているから	42.5%	05.買い物が不便だから	63.0%
06.安全・安心なまちだから	36.3%	10.娯楽や余暇を楽しむ場が少ないから	37.0%
09.医療や福祉サービスが充実しているから	23.5%	11.近所づきあいが大変だから	25.9%
03.勤務地が近いから	22.9%	14.その他	20.4%

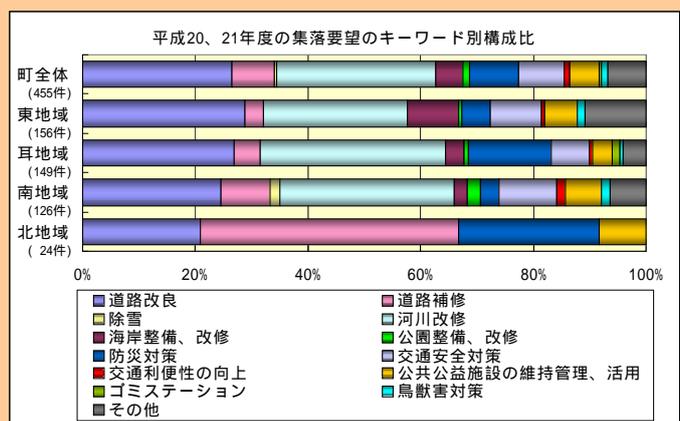
自由意見の傾向（アンケート調査より）

- ・町全体に比較して、「2.土地利用」への意見割合が高く、「8.住民参加」への割合は低くなっています。
- ・「2.土地利用」の代表的な意見は、「働く場所がたくさんあり、若者が暮らしやすいまち」となっています。
- ・このほか、コミュニティバスの利便性向上への意見も多くなっています。



その他行政への要望等

- ・要望 156 件のうち、道路改良、河川改修への要望が多くなっています。
- ・海水浴場の環境整備や、ガードレール、カーブミラーといった交通安全対策への要望も多くなっています。



## 東地域のまちづくりの方針

### 【まちづくりの基本的な考え方】

美しい海岸線が連続するだけでなく、そこからの若狭湾の眺めも素晴らしい地域であり、これらを、「美浜」を代表する「美」として守り育てる地域づくりを進めます。また、海水浴だけでなく、体験型の交流拠点として、人々がふれあう、コミュニティ豊かな地域づくりを進めます。

### 【まちづくりの基本方針】（印は、主に地域住民が主体となって取り組んでいただきたい項目）

#### 土地利用の方針

若狭湾沿岸の美しい海岸線とその背後の優れた森林地域の保全。

- ・沿岸の農漁村集落では、機能的な農業・漁業環境を確保しつつ、生活環境施設の整備を推進。
- ・舞鶴若狭自動車道美浜インター周辺における、ポテンシャルを活かした土地利用の検討（企業誘致等）。

#### 交通体系の整備方針

- ・美浜インターからの直接的なアクセスの確保。
- ・夏季の渋滞対策、狭あい部分の拡幅や集落内での歩車分離など、安全で快適な幹線道路の道路空間の確保。
- ・身近な生活道路の整備・改良。
- ・地域のニーズに合った、コミュニティバスの利便性の向上。
- ・JR東美浜駅周辺における定期利用者の利便性の向上。

#### 公園緑地の整備方針

- ・身近な公園の整備、既存公園等の機能拡充。  
これら公園等の適切な維持管理。  
道路沿道の緑化や敷地内緑化など、緑化活動の推進。

#### 景観づくりの方針

地域を縁取る山々の適正な保全と管理。

美しい海岸線の保全。

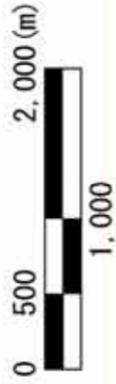
海水浴場周辺での漂着ゴミの除去など、地域住民と一体となった景観の維持・向上。

- ・海水浴場や弁天崎、県道の沿道など、特に優れた視点場の確保、整備と、フォトポイントとしての積極的なPR。

#### その他身近なまちづくりの方針

- ・急傾斜地の崩壊、土砂災害等の自然災害を防止する治山・治水対策の推進。
- ・豊かな自然環境と共生する暮らしのニーズ（二地域居住、移住等）に対応した住環境の整備。  
はあとふる体験の場として、地域が主体となった交流の促進。  
豊富な電気を活かした灯りによるまちづくりの推進。

■ 東地域まちづくり方針図



【地域全体】

- ・豊かな森林環境の保全
- ・コミュニティバスの利便性の向上
- ・集落内の身近な生活道路の整備
- ・集落周辺での身近な遊び場の確保と維持管理
- ・二地域居住、移住に対応した住環境の整備
- ・治山、治水対策の推進
- ・灯りのまちづくりの推進

美しい海岸線の保全  
漂着ゴミの除去活動の推進  
フォトポイントの設置

インター周辺での新しい土地利用の検討

はあとふる体験による  
交流の促進

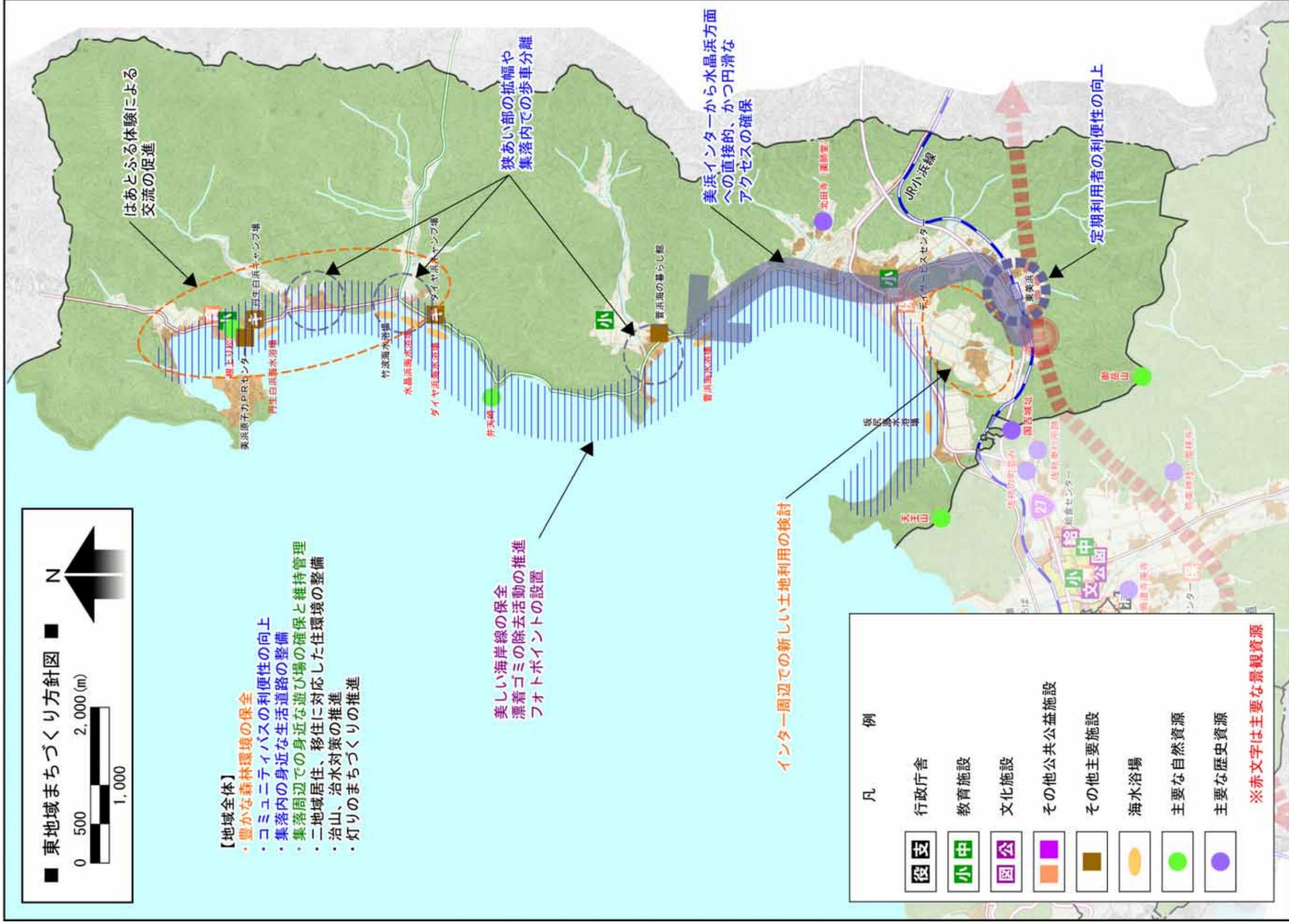
狭あい部の拡幅や  
集落内での歩車分離

美浜インターから水晶浜方面  
への直接的、かつ円滑な  
アクセスの確保

定期利用者の利便性の向上

凡	例
役支	行政庁舎
小中	教育施設
図公	文化施設
■	その他公共施設
■	その他主要施設
●	海水浴場
●	主要な自然資源
●	主要な歴史資源

※赤字は主要な景観資源





# 第5章 実現化に向けて

## 5-1 都市計画関連施策の取り組みとまちづくりのシナリオ

美浜町都市計画マスタープランに掲げている将来都市像“自然 かがやき 人 いきいき まちがにぎわう 美し美浜”を実現するためには、まず、行政が中心となってまちづくりの根幹となる都市基盤整備を計画的・効果的に進める必要があります。また、身近な地域に必要な施設については、行政が主体となるだけでなく、住民と行政の協働によってそれぞれの地域の状況に応じた取り組みを進めることが重要です。

都市計画マスタープランの実現に向けた各種施策の実施に当っては、特定の分野に限ることなく総合的な取り組みが必要となりますが、その中でも都市計画に関連する施策は、総合的なまちづくりを先導するという意味で非常に重要な位置づけにあります。

ここでは、全体構想、地域別構想での検討結果を踏まえて、都市計画関連施策の取り組みについてとりまとめています。



## (1) 都市計画関連施策の取り組み

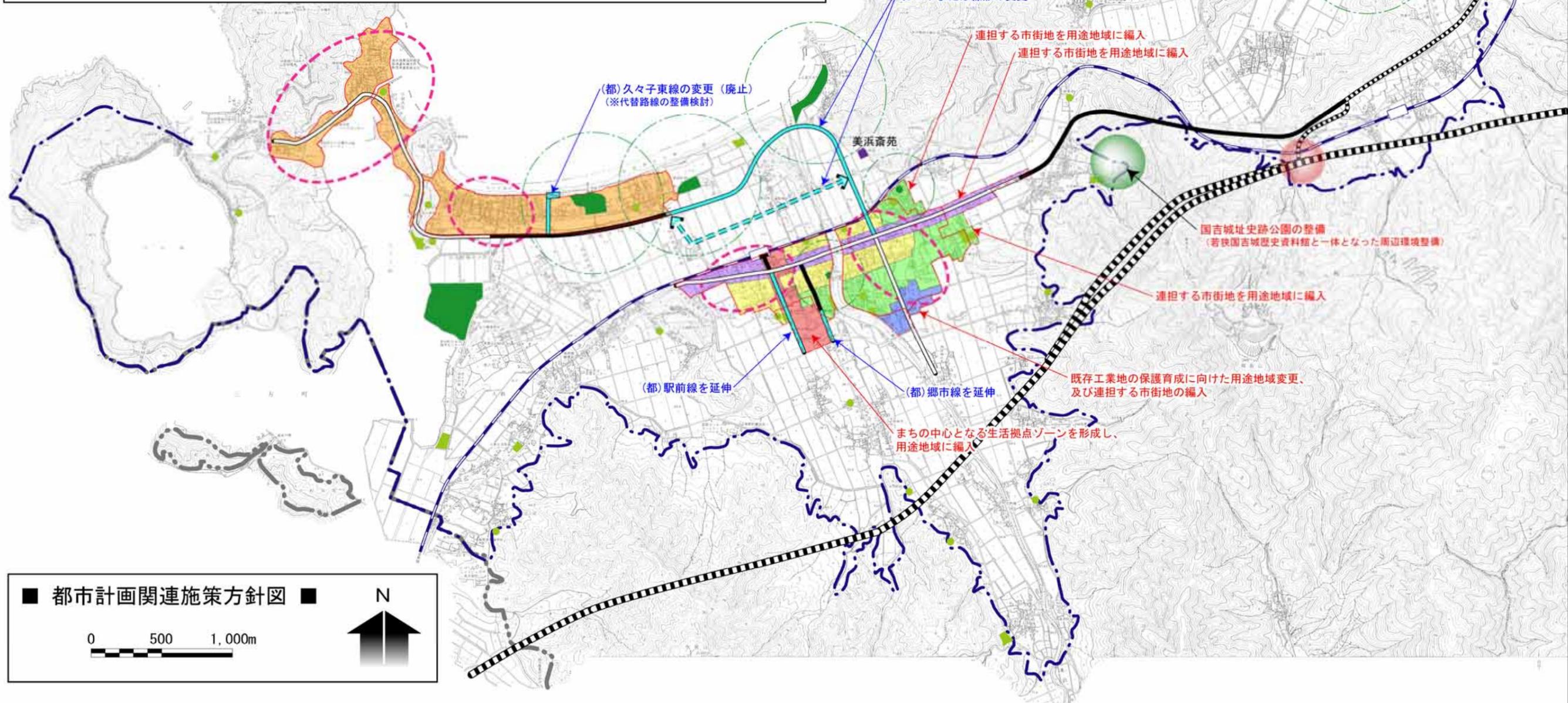
美浜町における都市計画関連施策の取り組みは、都市計画区域の指定をはじめ、用途地域や準防火地域の指定、都市施設（道路、公園等）の決定・整備、市街地開発事業（土地区画整理事業等）の実施などがあり、これらにより市街地（用途地域）を中心とするコンパクトなまちづくりの一端を担ってきました。

今後は、社会情勢の変化やそれぞれの地域特性・課題に応じて、各種施策の着実に実施を図るとともに、新しい施策を積極的に取り入れたり効果的に組み合わせることにより、目標とする都市像の実現を先導していく必要があります。

表 将来像実現に向けた都市計画関連施策の取り組み

種別	都市計画施策	取り組み内容（対象地区等）
土地利用	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を踏まえた用途地域の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地東部に連担する市街地の編入</li> <li>○既存産業の保護育成に向けた市街地南部の用途地域変更と連担市街地の編入</li> <li>○幹線道路沿道やその背後地、生活拠点一帯の用途地域変更及び一部編入</li> <li>○早瀬・久々子市街地の用途地域変更 等々</li> </ul> </li> </ul>
	準防火地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域変更に合わせて見直し</li> </ul>
	特定用途制限地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路沿道への大規模集客施設、危険物取扱い施設等の立地抑制</li> </ul>
	地区計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な居住環境の形成（既成市街地の再編等）</li> </ul>
都市施設	都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な整備の推進</li> <li>・福井県都市計画道路見直しガイドラインに基づく適正な見直し（主に長期未着手路線を対象）</li> <li>・将来像実現に向けた都市計画道路の変更（延伸等）</li> </ul>
	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用空白地への新規公園の適正配置</li> <li>・国吉城址史跡公園の整備</li> </ul>
	公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及率（接続率）の向上</li> <li>・老朽施設の適切な更新</li> </ul>
景観	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物の景観誘導、重点地区における景観誘導（景観計画の策定、景観条例の制定について検討予定）</li> <li>・屋外広告物の整序（屋外広告物条例の県からの委譲を受けた独自施策の展開について検討予定）</li> </ul>

凡 例					
	行政界		用途地域界 (実線：現行、破線：将来)		既存産業育成ゾーン (準工業地域)
	都市計画区域		専用居住ゾーン (第一種中高層住居専用地域)		都市公園 (予定含む)
	鉄道・駅		複合居住ゾーン (第一種住居地域)		公共施設緑地 (広場等)
	都市計画道路 (整備済)		観光複合居住ゾーン (第二種住居地域)		誘致圏
	都市計画道路 (未整備 (破線は整備中))		生活拠点ゾーン (近隣商業地域)		新たに公園を配置するエリア
	都市計画道路 (変更・廃止検討)		沿道サービスゾーン (準工業地域)		



■ 都市計画関連施策方針図 ■

0 500 1,000m

N

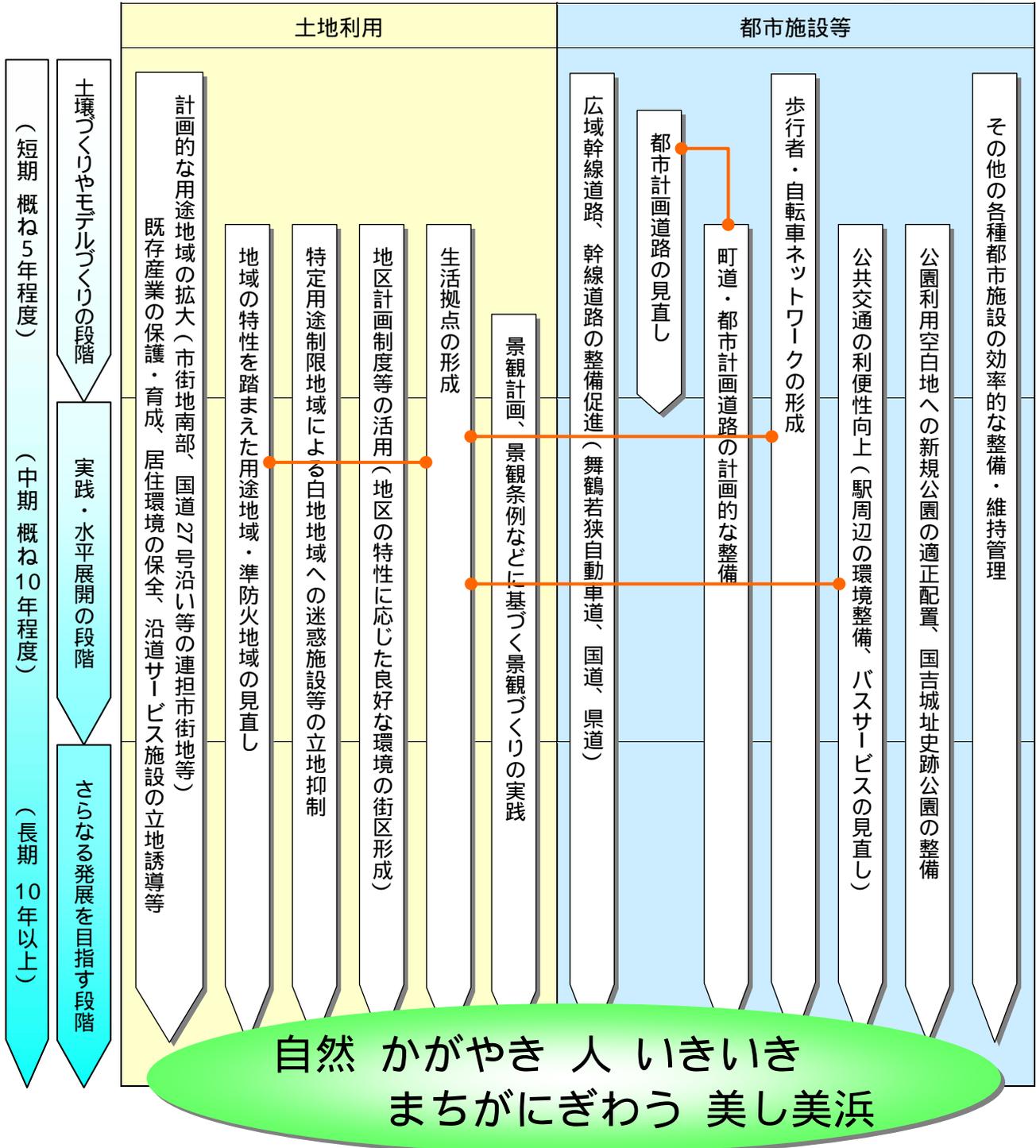


## (2)まちづくりの進め方

### 計画的・段階的なまちづくり

将来像実現に向け重要な役割を果たす都市計画関連施策については、個別施策の実施効果が結びついて相乗効果を発揮したり、円滑に次の施策に展開していけるよう、計画的・段階的にまちづくりを進めていくことが重要です。

(●—●)：特に連携する施策)



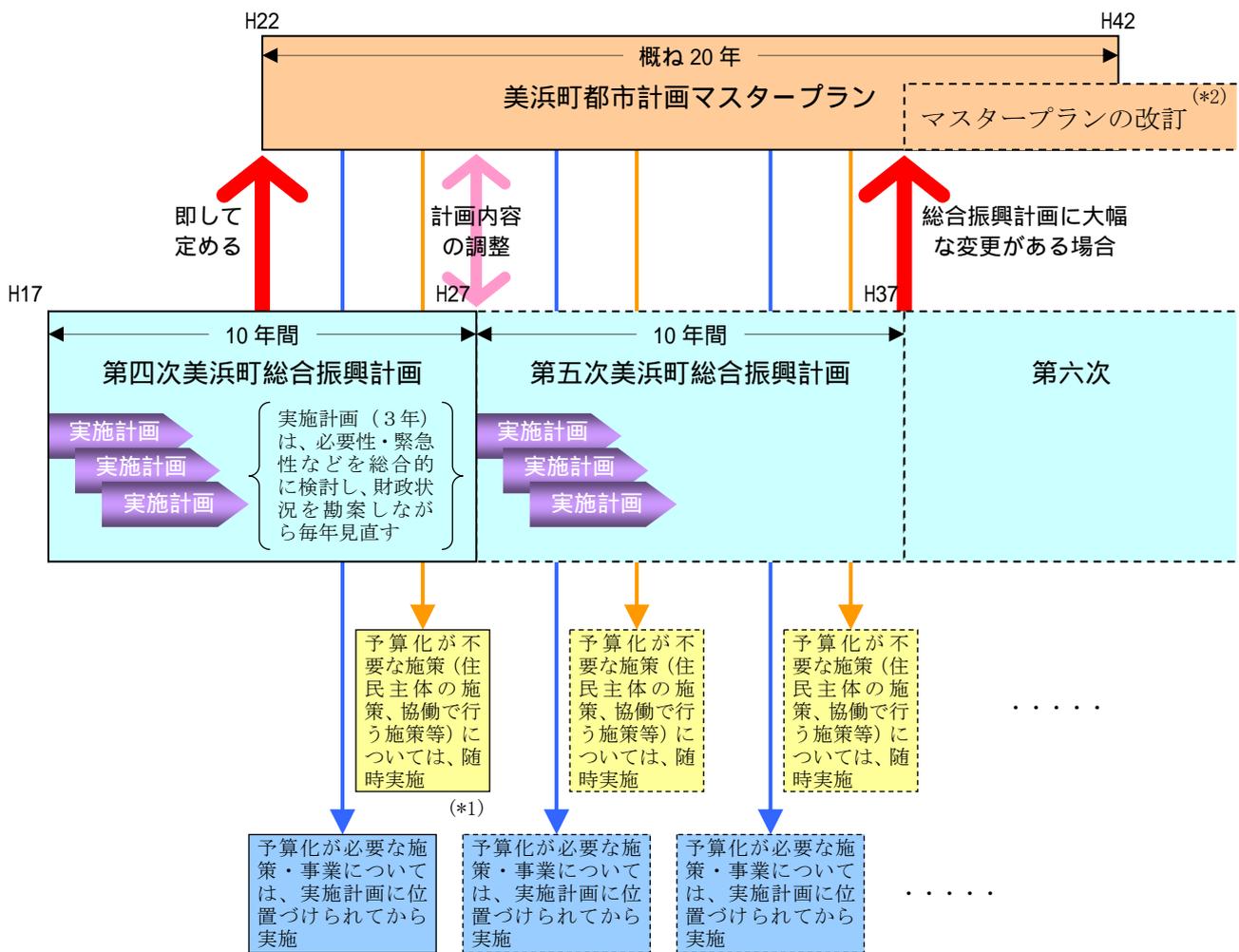
上記に掲げるほか、河川や上下水道などの住民の日常生活を支える都市環境や都市防災の取り組みについては、着実な整備推進を図ります

計画的・段階的なまちづくりの進め方のイメージ

## 関連部門が連携したまちづくり

都市計画マスタープランが見据える将来の姿は、概ね20年後という長期的なものであり、真に暮らしやすい生活環境の実現のためには、都市計画関連施策だけでなく、安全安心やバリアフリー、さらには教育や福祉といったソフト施策も関連してきます。

このため、将来都市像の実現に関連する個別法への対応も含め、関連部局との連携のもと、庁全体で横断的な取り組みを進めます。また、町政に関する様々な施策は、総合振興計画を基本として予算化、重点化が図られていますので、総合振興計画と連携した取り組みを進めます。

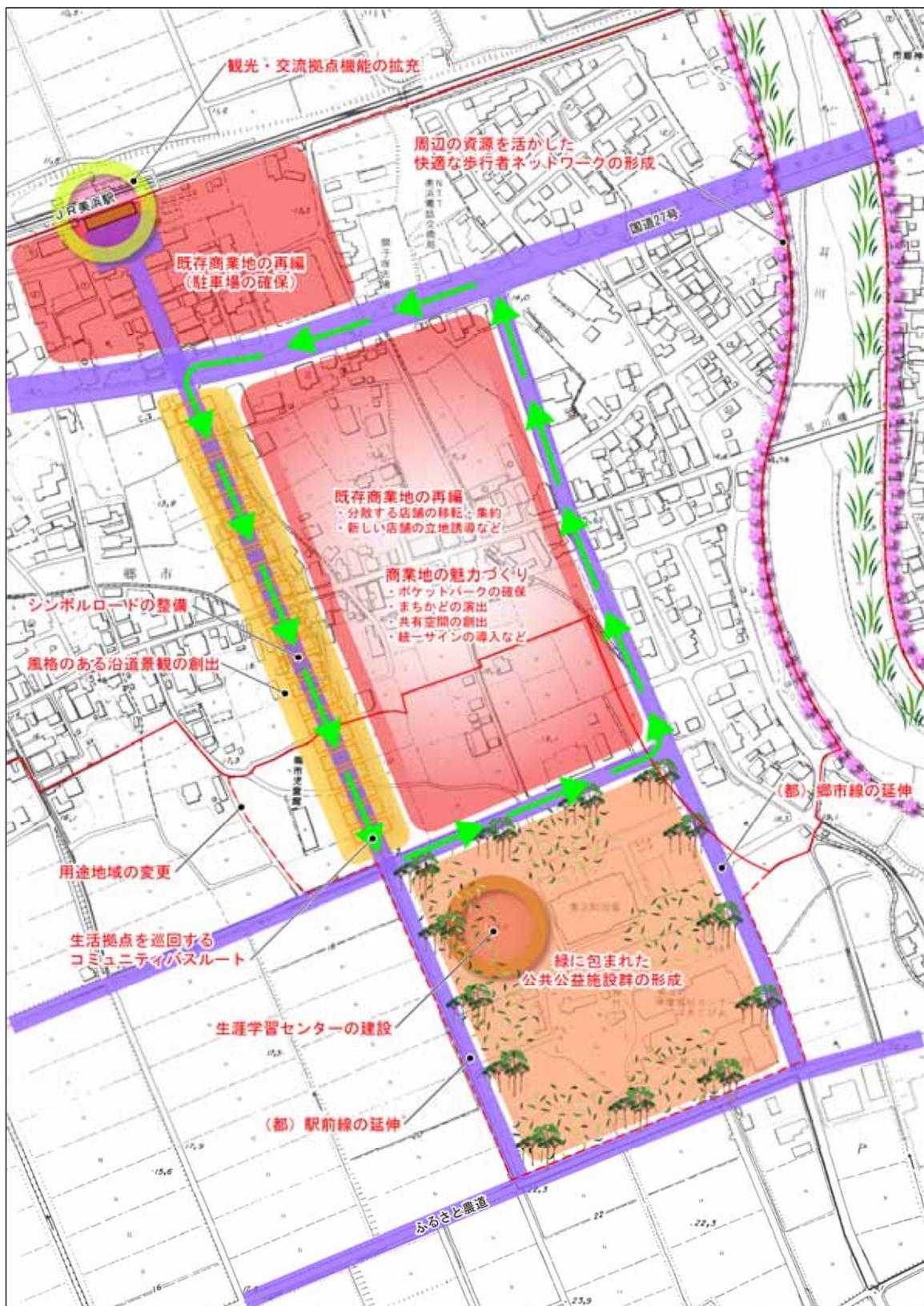


\*1:住民主体のまちづくりについては、5-2で詳述  
\*2:マスタープランの見直しについては、5-3で詳述

## 総合振興計画と連携した進め方のイメージ

### (3)まちづくりの先導プロジェクト（展開イメージ）

将来像実現に向け、まちづくりを先導する役割を果たすプロジェクトとして、JR美浜駅～役場  
一帯における生活拠点の形成を位置づけます。まちの中心、住民の心の拠り所となる一帯の環境整  
備を進めることで、さらに周辺へのまちづくりの展開につなげていきます。



## (4) 住民が主体的に関わる都市計画制度の活用

都市計画には、土地利用などの視点から、身近な課題に対して住民が自ら生活環境を高める取り組みができるよう、都市計画提案制度や地区計画等の申し出制度があります。

美浜町においても、住民が主体となったまちづくりを実現するため、広く制度の周知を行い、適切な運用のもとで活用促進を図ります。

### 都市計画提案制度（都市計画法第21条の2）

都市計画提案制度は、一団の土地の区域について、土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを実践・推進していくために、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定または変更を提案することができる制度です。

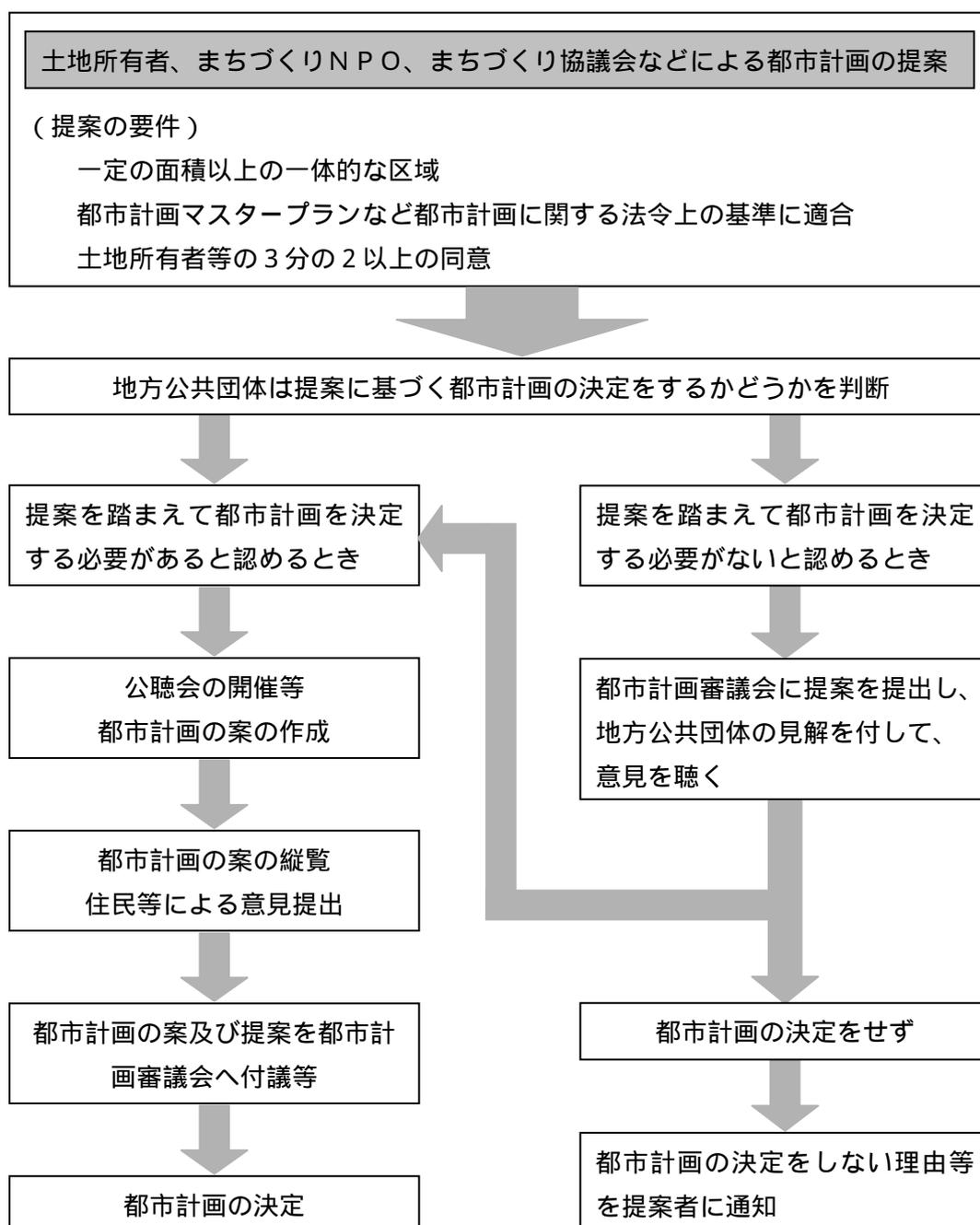


図 都市計画提案制度の基本フロー（出典：国土交通省ホームページ）

## 地区計画等（都市計画法第12条の4・5、第16条第3項）

地区計画制度には標準的な規制の基準はなく、地区の特性や地域住民の総意のもとで目標とした目指す地区像の実現に向けて、様々な規制基準を使い分けることができます。

美浜町では、まだ活用の実績はありませんが、今後はまちの中心となる生活拠点や戸建て専用住宅地、一団の工業地などの多様な特性を有する地区において、制度を活用していきます。



図 地区計画制度の概要

## 5-2 住民主体のまちづくりの推進方針

### (1) 住民が主役となるまちづくりの考え方

まちづくりとは、行政が主体となって行う道路や公園などの整備だけではなく、住民が主体となって、あるいは住民と行政の協働によって行われる身近な取り組みもまちづくりの一つです。

住民一人ひとりの力では難しいこともたくさんありますが、地域や地区の住民が一緒に取り組むことにより、地域で支え合いながら自分たちの住むまちをもっと良くしようという流れが生まれてきます。

今後のまちづくりを進めていくためには、美浜町全体や身近な地域を将来どのようにしていきたいかを住民と行政が協働しながら考えていくことが重要です。

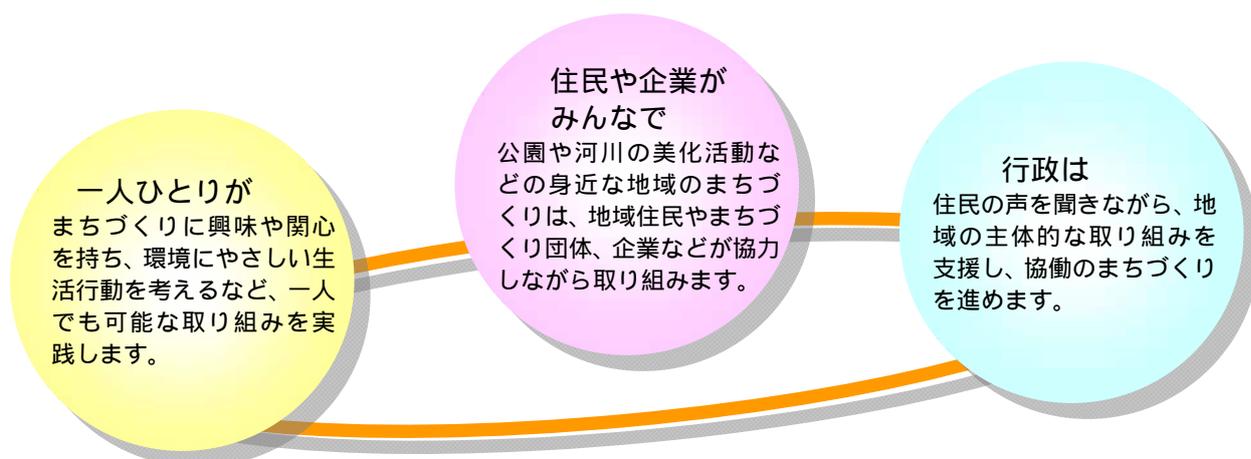
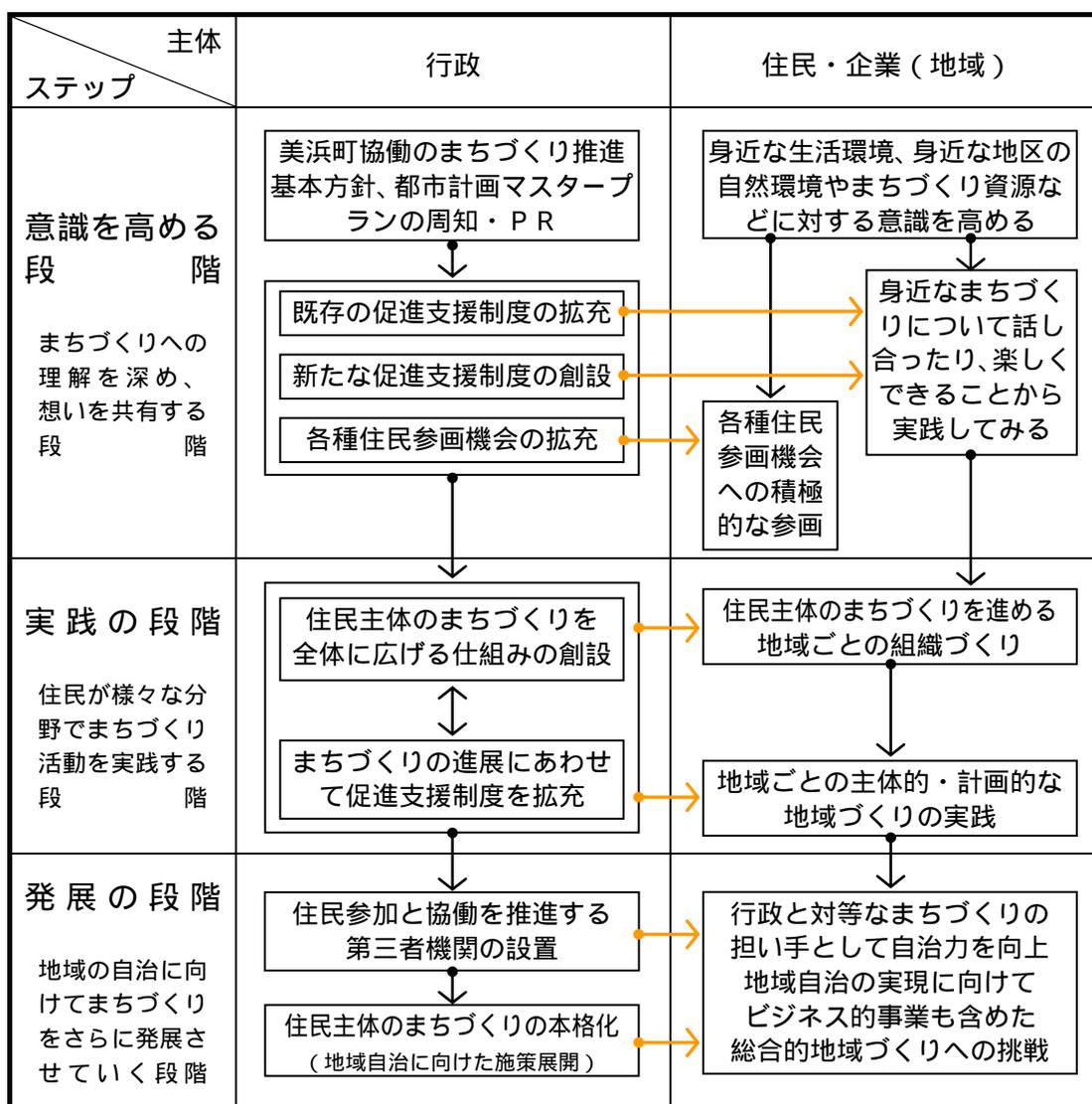


図 住民が主役となるまちづくりの考え方

## (2)住民主体のまちづくりの段階的な取り組み

住民が主役となるまちづくりを定着させるためには、美浜町における住民主体のまちづくりの現状を踏まえて段階的に取り組むことが重要です。

本町では、「美浜町協働のまちづくり推進基本方針」に基づき、今日までパートナーシップのまちづくりが進められてきました。今後も、まちづくりに関わる様々な分野において協働のまちづくりが推進されるよう、「意識を高める段階」、「実践の段階」、「発展の段階」のそれぞれのステップにおいて、各主体による継続的な取り組みを進めていきます。



## 5-3 都市計画マスタープランの見直しの考え方

---

美浜町都市計画マスタープランは、概ね20年先の将来を展望し、まちづくりの方向性や今後取り組むべき施策のあり方を示しています。しかし、本格的な少子高齢社会の到来や都市間競争の激化、地球環境問題への対応など、美浜町を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化しており、これら時代の潮流や財政状況、住民のライフスタイルや価値観の変化などに応じて、重点的かつ効果的な投資を行うなど、まちづくりの施策・事業の進め方も柔軟に対応していくことが求められています。

このため、都市の将来像や都市づくりの骨格となる取り組みは今後も原則として継承しますが、都市計画マスタープランが実効性のあるプランとなるように、次のような視点で見直しを行います。

### 経年変化に応じた見直し

国勢調査や都市計画基礎調査などによる、最新の人口や産業、土地利用、開発状況、各種施策の進捗状況など、様々な都市データを整理し、数値データを更新するとともに、将来予測についても見直しを行います。

各種施策の進捗状況を確認しながら、今後のまちづくりに関する住民意識の高まりや住民ニーズの変化を踏まえつつ、次のステップを見据えた施策への展開を検討します。

### 上位計画等の変更に伴う見直し

都市計画マスタープランは、基本的に策定時点での上位計画を踏まえて策定しています。これら上位計画についても、社会・経済情勢の変化に応じて定期的に見直しがされています。上位計画の大幅な見直しによって都市計画マスタープランの内容にもズレが生じた場合には、適切に見直していきます。

### 住民主体のまちづくりと連動した地域別まちづくり構想の見直し

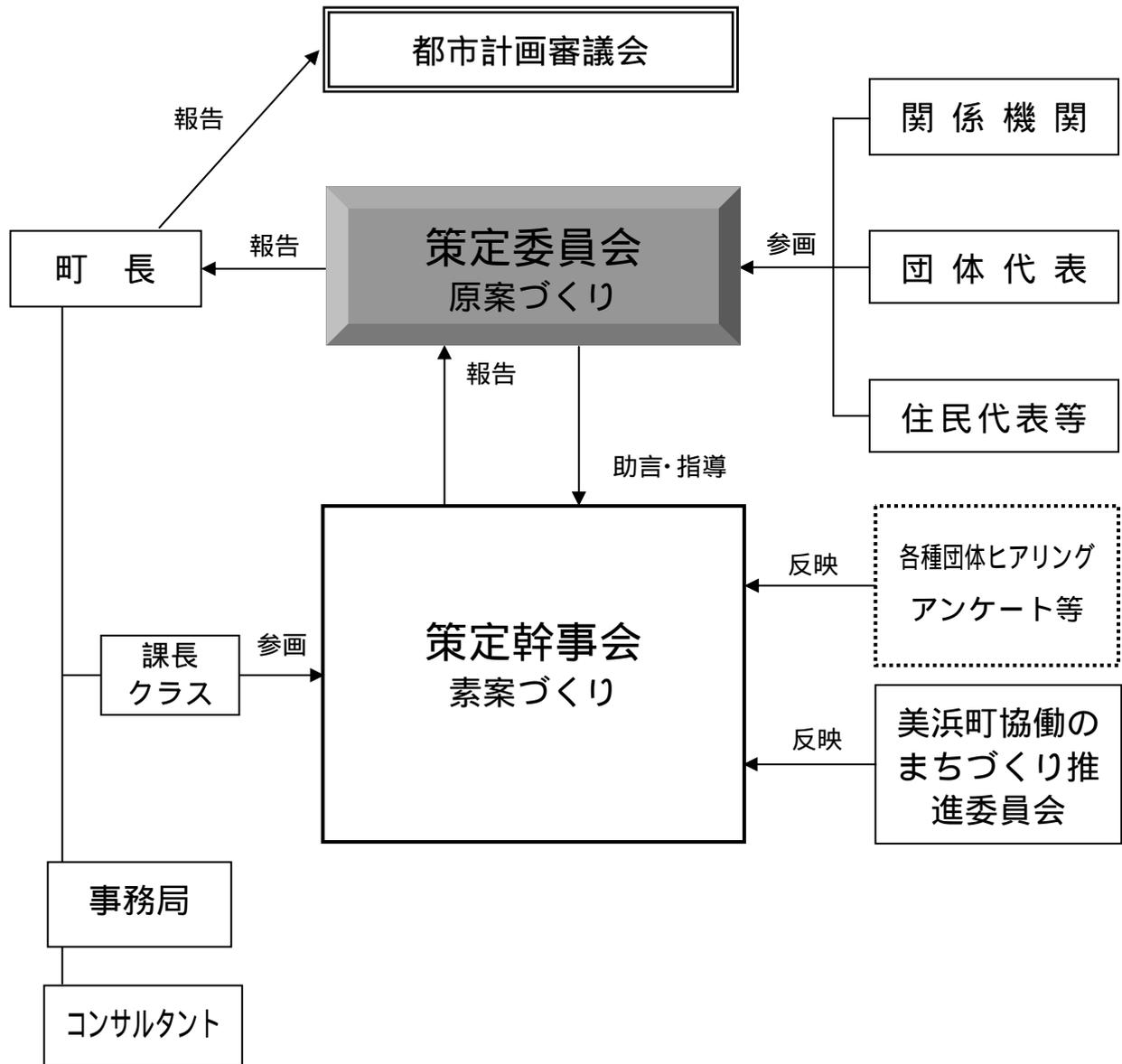
今後、住民の皆さんの自立的な取り組みによって身近なまちづくりが進展し、新たなステージへと進んだ際には、その時点における住民と行政の協働のまちづくりのあり方を踏まえ、地域別まちづくり構想の位置づけ及び内容を見直していきます。

## 資料編 目次

<b>資料-1</b>	<b>都市計画マスタープランの策定の経緯</b>	<b>2</b>
	(1)策定体制 -----	資料 2
	(2)策定の経緯 -----	資料 3
	(3)策定組織名簿 -----	資料 4
<b>資料-2</b>	<b>美浜町の現況</b>	<b>5</b>
	(1)広域的つながり -----	資料 5
	(2)文化財 -----	資料 6
	(3)土地利用 -----	資料 7
	(4)交通体系 -----	資料 11
	(5)都市施設整備状況 -----	資料 13
	(6)その他公共公益施設 -----	資料 17
<b>資料-3</b>	<b>住民アンケート調査の結果概要</b>	<b>18</b>
	(1)調査の目的 -----	資料 18
	(2)調査の期間 -----	資料 18
	(3)調査の対象及び回収状況 -----	資料 18
	(4)結果の概要 -----	資料 19
<b>資料-4</b>	<b>用語集</b>	<b>24</b>

# 資料-1 都市計画マスタープランの策定の経緯

## (1) 策定体制



## (2) 策定の経緯

日 時	協議等の名称	主な議題等
平成21年 10月 2日	三役会	・都市計画マスタープランの策定について
平成21年 10月 23日	第1回策定幹事会	・都市計画マスタープランの策定について
平成21年 12月 4日	第2回策定幹事会	・都市計画マスタープランの策定について
平成22年 4月 16日	第3回策定幹事会	・まちの概況と主要課題（案）について ・策定委員会の開催について
平成22年 4月 19日	第1回策定委員会	・都市計画マスタープランの策定について ・まちの概況と主要課題（案）について
平成22年 5月 19日 ～ 6月 7日	住民アンケート調査	・2,000票配布、926票回収（回収率46.3%）
平成22年 7月 13日	第4回策定幹事会	・アンケート調査結果について ・まちづくりの主要課題について ・まちづくりの目標について ・まちづくりの方針（土地利用・交通）について
平成22年 8月 20日	第2回策定委員会	・アンケート調査結果について ・まちづくりの主要課題について ・まちづくりの目標について ・まちづくりの方針（土地利用・交通）について
平成22年 11月 2日	第5回策定幹事会	・まちづくりの方針（公園緑地・景観他）について
平成22年 11月 8日	第3回策定委員会	・まちづくりの方針（公園緑地・景観他）について
平成23年 1月上旬	庁内関係各課調整	・実現化の方策について ・都市計画マスタープラン素案について
平成23年 1月 24日	第4回策定委員会	・実現化の方策について ・都市計画マスタープラン素案について
平成23年 3月 30日	町長報告	・策定委員会より町長へ報告
平成23年 4月 25日 ～ 5月 13日	パブリックコメント	
平成23年 7月 8日	都市計画審議会	
平成23年 9月	公表	

### (3) 策定組織名簿

#### 策定委員会

区分	団体名等	委員名	備考
学識経験者	福井大学大学院工学研究科 准教授	川本 義海	委員長
団体代表	区長会	関口 幸男	
	美浜町協働のまちづくり推進委員会	浅妻 文誠	
	美浜町社会福祉協議会	窪 清行	3・4回委員会
		知場 市三	1・2回委員会
	わかさ東商工会 美浜地区	三善 盛勝	
	美浜町観光協会	出村 茂	2・3・4回委員会
		辻井 雅之	1回委員会
	美浜町農業委員会	大同 貞男	
若狭美浜町農業協同組合	奥村 憲昭		
美浜町漁業協同組合	谷口 芳哉		
住民代表		久保 逸子	
オブザーバー	嶺南振興局 敦賀土木事務所 地域整備課 課長	雁子 利秋	

#### 策定幹事会

所属	氏名	備考
総務課 課長補佐	渡辺 直史	前任：竹本治和
企画政策課 課長補佐	伊藤 善幸	
税務課 課長補佐	島田 貴志	
住民安全課 課長補佐	重兼 純一	
健康福祉課 課長補佐	浜野 利彦	前任：窪 安和
商工観光課 課長補佐	塩浜 善美	前任：木子光博
農林水産課 課長補佐	瀬戸 睦	
上下水道課 課長補佐	中島 弘	前任：石丸好通
学校教育課 課長補佐	野原 佐智夫	
生涯学習課 課長補佐	今安 宏行	

#### 事務局

所属	氏名	備考
土木建築課 課長	山口 俊和	
” 課長補佐	山口 敏嗣	
” 主査	今井 健二	前任：竹内正雄

## 資料-2 美浜町の現況

### (1) 広域的つながり

本町では、消防や医療、ごみ処理をはじめ、多くの事務を他市町と一体となって広域的に取り組んでいます。

また、旧松岡町は近畿圏整備計画の都市開発区域、中部圏整備計画の都市開発区域の指定を根拠として、隣接都市と一体となって都市計画区域が指定されています。

表 広域的な取り組み

名 称	所属市町村	事務概要
福井県後期高齢者医療広域連合	福井県内全市町村	長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の運営
嶺南広域行政組合	敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町	広域市町圏計画の策定等に関する事務、観光事業の広域化を目指した取り組み 等々
敦賀美方消防組合	敦賀市、美浜町、若狭町	消防事務
福井県美浜・三方環境衛生組合美方環境衛生センター	美浜町、若狭町	し尿処理、廃棄物処理
公立小浜病院組合	小浜市、若狭町、おおい町、美浜町	レイクヒルズ美方病院の運営
美方ケーブルネットワーク	美浜町、若狭町	ケーブルテレビ

表 広域的な属性

圏 域		構成市町村
近畿圏整備計画 （近畿圏整備法）	うち、保全区域	若狭湾区域

## (2)文化財

本町には、国指定の名勝「三方五湖」や国選択無形民俗文化財「水中綱引き」をはじめ、多くの文化財があります。このうち、絵画や彫刻などの有形文化財は、町指定が大半を占めています。

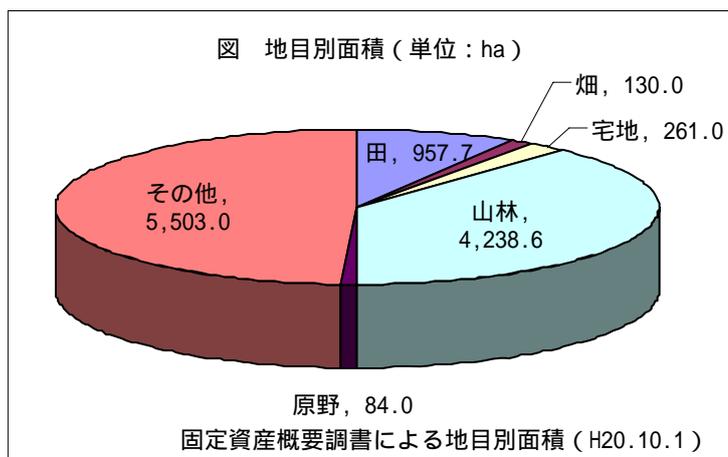
表 指定文化財一覧（出典：町教育委員会）

国指定名勝		町指定文化財	
名 勝	三方五湖	絵 画	涅槃図（佐柿 青蓮寺）
国選択無形民俗文化財		絵 画	不動明王図（佐柿 青蓮寺）
無形民俗文化財	日向の綱引き行事（日向）	絵 画	五百体愛染明王図（佐柿 青蓮寺）
県指定文化財		絵 画	十六善神図（佐柿 青蓮寺）
無形民俗文化財	王の舞（麻生）	絵 画	十六善神図（日向 長久寺）
無形民俗文化財	精霊船送り（菅浜）	絵 画	涅槃図（日向 長久寺）
彫 刻	地藏菩薩立像（大藪 久昌寺）	彫 刻	十一面観音立像（河原市 水生寺）
		彫 刻	雨宝童子立像（宮代 園林寺）
		彫 刻	薬師如来坐像（北田 北田薬師堂）
		彫 刻	薬師如来坐像（笹田 観音寺）
		彫 刻	十一面千手観音立像（笹田 観音寺）
		彫 刻	阿弥陀如来坐像（早瀬 奥ノ堂）
		彫 刻	毘沙門天立像（早瀬 奥ノ堂）
		彫 刻	不動明王立像（早瀬 奥ノ堂）
		彫 刻	薬師如来立像（早瀬 奥ノ堂）
		彫 刻	聖観音立像（早瀬 奥ノ堂）
		彫 刻	聖観音立像（佐柿 青蓮寺）
		彫 刻	薬師如来坐像（久々子 瑠璃寺）
		彫 刻	阿弥陀如来坐像（竹波 阿弥陀堂）
		工 芸	浮牡丹皿（佐柿 青蓮寺）
		工 芸	開山夢窓国師九条の麻袈裟（日向 長久寺）
		古 文 書	秀吉朱印状（金山 龍澤寺）
		古 文 書	くす女書状（金山 龍澤寺）
		古 文 書	弥美川流域変遷并水論記（佐柿）
		古 文 書	行方久兵衛文書（金山）
		史 跡	乙見古墳（北田）
		史 跡	国吉城址（佐柿）
		史 跡	口背湖遺跡（久々子）
		天然記念物	イチヨウ（佐柿 青蓮寺）
		無形民俗文化財	早瀬子ども歌舞伎（早瀬）
		無形民俗文化財	弥美神社の例大祭（麻生）
		無形民俗文化財	早瀬日吉神社浜祭り（早瀬）

### (3) 土地利用

#### 土地利用概況

本町の土地利用は、山林が最も多く 37.9%、次いで田（8.6%）、宅地（2.3%）の順となっています。



#### 法適用状況

本町には、美浜都市計画区域が指定されており、土地利用の適正な誘導が行われています。

また、平坦部の大半は農業振興地域に指定され、計画的な農業投資が進められています。町域の約9割を占める森林は、大半が地域森林計画対象民有林となっています。これらの他、災害防止等のため各種の法制度が適用されています。

表 法適用状況

名称等	根拠法	適用状況	
美浜都市計画区域	都市計画法	2,525ha	用途地域： 166.4ha
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	974ha	農用地区域： 829ha
地域森林計画対象民有林	森林法	12,563ha	
保安林	森林法	6,469ha	
若狭湾国定公園	自然公園法	15,457ha (福井県分)	敦賀市、小浜市、若狭町、美浜町、高浜町、おおい町
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防御に関する法律	長兵谷(日向)、寺松谷(丹生)、村上山(和田)、塩ヶ崎谷(菅浜)、坂の尻(竹波)、池の山(竹波)、村上第2(和田)、石坂山(早瀬)、橋坂山(日向)、実山(久々子)、寄積(新庄)、寄積第2(新庄)	
地すべり防止指定区域	地すべり等防止法	丹生地区	
砂防指定地	砂防法	粟柄谷川(耳川)、他41ヶ所	
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	266ヶ所 うち土砂災害特別警戒区域：237ヶ所	

表 用途地域の指定状況（単位：ha）

	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	合計	最終決定 年月日
美 浜	37.4	88.2	10.4	13.9	16.5	166.4	H15.11/20

## 開発行為の状況

美浜都市計画区域における開発行為（3,000 m<sup>2</sup>以上）は、これまで 21 ヶ所で行われており、うち用途地域内が 6 ヶ所となっています。

用途地域内では住居系の開発が大半を占めていますが、用途地域外では工業系が 6 ヶ所、住居系が 5 ヶ所の順となっています。

表 開発行為の状況（出典：都市計画基礎調査）

	用途地域			用途地域外			
	住居系	商業系	その他	住居系	商業系	工業系	その他
件数 (件)	4	1	1	5	1	6	3
面積 (m <sup>2</sup> )	34,113.2	3,924.6	4,312.1	44,846.5	6,409.9	80,840.9	153,966.0

## 農地転用の状況

美浜都市計画区域内における過去 5 年間の農地転用は約 7.4ha であり、件数では用途地域内が 76.6% を占めています。転用用途別には、用途地域内外ともに住宅用地への転用が最も多くなっています。

表 農地転用の状況（出典：都市計画基礎調査）

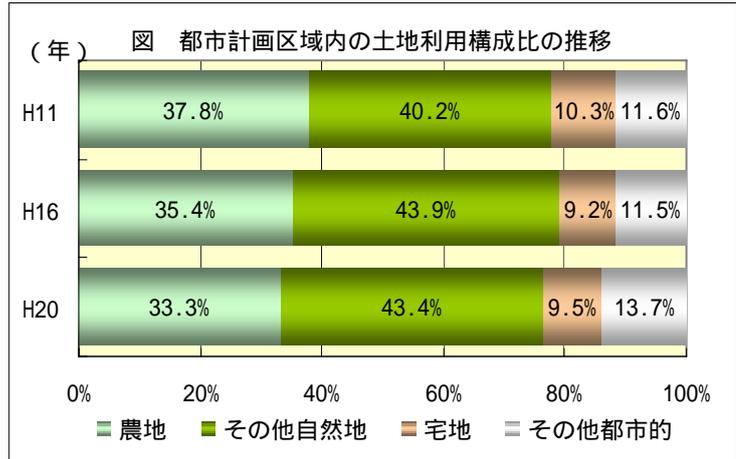
	住宅用地	商業用地	工業用地	公共用地	その他	合計
用途地域内	19,428 m <sup>2</sup> 59 件	0 m <sup>2</sup> 0 件	4,440 m <sup>2</sup> 3 件	0 m <sup>2</sup> 0 件	31,839 m <sup>2</sup> 72 件	55,707 m <sup>2</sup> 134 件
用途地域外	7,666 m <sup>2</sup> 24 件	0 m <sup>2</sup> 0 件	0 m <sup>2</sup> 0 件	0 m <sup>2</sup> 0 件	10,704 m <sup>2</sup> 17 件	18,370 m <sup>2</sup> 41 件
美浜都市計画区域計	27,094 m <sup>2</sup> 83 件	0 m <sup>2</sup> 0 件	4,440 m <sup>2</sup> 3 件	0 m <sup>2</sup> 0 件	42,543 m <sup>2</sup> 89 件	74,077 m <sup>2</sup> 175 件

平成 15～19 年の集計

## 都市計画区域内の土地利用の変遷

### 【都市計画区域内の土地利用】

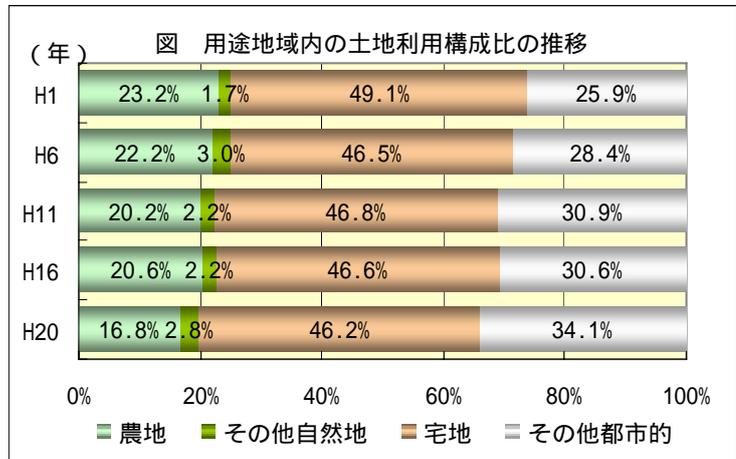
都市計画区域内の土地利用状況は、農地の割合が一貫して減少する傾向にあり、これに対して宅地やその他都市的土地利用の割合が高くなっている。



(出典:都市計画基礎調査)

### 【用途地域内の土地利用】

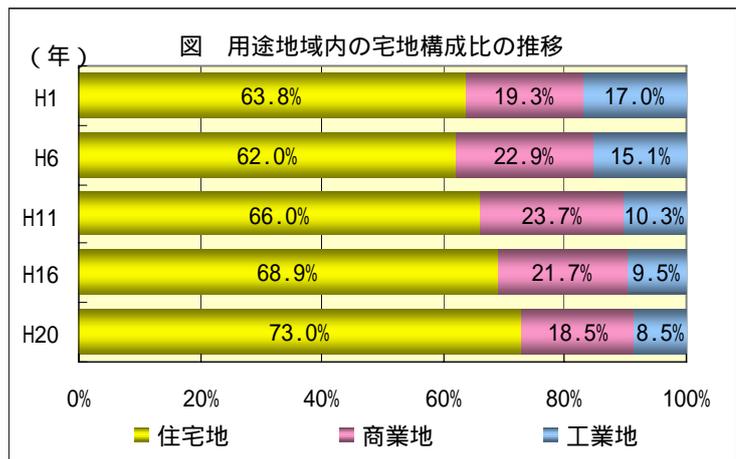
一方、用途地域内においても、農地の割合が一貫して減少する傾向にあり、その他都市的土地利用の割合が増加する傾向にある。



(出典:都市計画基礎調査)

### 【用途地域内の宅地利用】

用途地域内の宅地利用の構成比を見ると、住宅地の割合が増加しており、これに対して商業地、工業地ともに減少する傾向にある。



(出典:都市計画基礎調査)

## (4)交通体系

### 道路網

本町の道路網は、国道 1 路線、県道 8 路線、町道 500 路線により構成されています。主要地方道、一般県道は、舗装率は 100% となっていますが、一部で未改良となっています。町道は、舗装率は 90.7% にのびりますが、改良率は 87.6% に留まっています。

表 骨格的道路網の状況

	路線数	実延長 (m)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	改良済延長 (m)	改良率 (%)
国 道	1	14,557	14,557	100.0	14,557	100.0
主要地方道	1	10,645	10,645	100.0	8,356	78.5
一般県道	7	23,774	23,774	100.0	15,495	65.2
町 道	500	169,245	153,512	90.7	148,212	87.6

(出典：道路現況表(福井県土木部道路保全課)H21.4/1 現在)

### 主要道路交通量

本町の主要道路の交通量は、平成 11 年から 17 年にかけて国道 27 号では道路整備等の影響によって減少していますが、他の路線では全体で 1.08 倍に増加しています。また、レインボーラインの利用も、平成 16 年にはやや減少しましたが、全体的には横ばいの傾向にあります。

表 主要道路交通量(平日自動車類 12 時間交通量)

路線名	観測地点	平成 11 年	平成 17 年	伸び率(H17/H11)
国 道 27 号	美浜町佐田	18,706	11,205	0.60
	美浜町山本	-	8,832	-
佐田竹波敦賀線	美浜町竹波	1,620	1,365	0.84
	美浜町菅浜	2,733	2,704	0.99
東美浜停車場線	美浜町	1,239	1,313	1.06
竹波立石縄間線	美浜町竹波	2,733	3,276	1.20
松屋河原市線	美浜町河原市	1,312	1,907	1.45
日向郷市線	美浜町松原	1,831	1,831	1.00
久々子金山線	美浜町	1,402	1,558	1.11
美浜停車場線	美浜町	1,402	1,558	1.11

(出典：福井県道路交通センサス)

表 レインボーライン利用状況

	計	普通車	バス型自動車	バス型自動車 大型貨物自動車	二輪自動車
平成 15 年度	87,261	76,520	1,699	3,206	5,836
平成 16 年度	77,004	67,591	1,471	2,675	5,267
平成 17 年度	83,534	73,724	1,452	2,010	6,348
平成 18 年度	84,932	74,416	1,452	2,581	6,483
平成 19 年度	82,848	71,794	1,455	2,236	7,363
平成 20 年度	77,750	67,052	1,432	1,988	7,278

(出典：福井県統計年鑑)

## 公共交通機関

本町には、国道 27 号と並行して東西に J R 小浜線が走り、2 つの駅が開設されています。過去 5 年間、両駅とも 1 日平均の乗車人員はほぼ横ばいの状況で推移しています。

バス交通は、福鉄バスによって 2 系統が運行されています（若狭線（敦賀駅 美浜駅前（平日 6・休日 4 往復） 菅浜線（敦賀駅 白木（5 往復））。また、町内の移動に際しては、コミュニティバスが 3 系統でそれぞれ 4 往復運行されています（新庄線、日向線、丹生線）。

表 J R 小浜線の乗車人員（1 日平均）の推移（単位：人）

駅名	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
東 美 浜	53 ( 53 )	51 ( 49 )	41 ( 39 )	42 ( 39 )	30 ( 29 )
美 浜	242 ( 157 )	241 ( 155 )	265 ( 174 )	264 ( 171 )	268 ( 175 )
美浜町計	295 ( 208 )	292 ( 204 )	306 ( 213 )	306 ( 210 )	298 ( 204 )

( ) は定期 ( 出典：福井県統計年鑑 )

## (5) 都市施設整備状況

### 都市計画道路

本町には、都市計画道路が7路線指定されており、整備率は6.7%に留まっています。駅前線や郷市線は整備が完了していますが、河原市笹田線が一部整備されているだけで、その他の路線は未整備となっています。

表 都市計画道路の整備状況（出典：町土木建築課）

路線番号	路線名	計画幅員 (m)	計画延長 (km)	改良済延長 (km)	概成済延長 (km)	改良率 (%)
1・4・1	若狭縦貫自動車道	20.5	9.37	0.00	0.00	0.0
3・4・1	国道27号線	14.5~24.0	8.76	0.00	3.88	0.0
3・5・2	駅前線	12.0	0.09	0.09	0.00	100.0
3・5・3	郷市線	12.0	0.35	0.35	0.00	100.0
3・4・4	河原市笹田線	16.0	5.88	1.28	0.00	21.8
3・4・5	久々子東線	16.0	0.23	0.00	0.00	0.0
3・4・6	河原市中寺線	16.0	1.05	0.00	0.00	0.0
合計	7路線	-	25.73	1.72	3.88	6.7

## 公園・緑地

本町の都市公園は南市公園、栄公園の2ヶ所があり、いずれも整備は完了しています。また、総合運動公園やゆうあいひろばをはじめ、レクリエーション需要に対応した公園が多数整備されています。

表 都市公園・緑地の整備状況（出典：町土木建築課）

公園番号	種別	名 称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用率 (%)
2・2・1	街区	南市公園	0.08	0.08	100.0
2・2・2	"	栄公園	0.07	0.07	100.0
合 計		2ヶ所	0.15	0.15	100.0

表 その他の公園・緑地の整備状況（都市計画区域内）

種別	名 称	面積 (ha)	
その他	運動	美浜町総合運動公園	11.26
	広場	美浜町ゆうあいひろば	1.04
	広場	和田自然公園	3.50
	広場	彫刻の森公園	0.02
	広場	久々子寺山公園	3.57
	広場	久々子水神公園	0.39
	広場	西郷健康広場	1.88
	広場	大藪小公園	1.43
	広場	美浜町ふれあい広場	1.57

面積は、図上計測による

上記の他、宅地開発に伴う公園、地域で管理する公園・ゲートボール場等が多数分布

## 下水道

本町では、公共下水道の整備が進められ、整備率は100%となっています。しかしながら、水洗化率は74.1%に留まっています。

表 下水道の整備状況（出典：町上下水道課）

	計 画					供 用					整備率 (%)
	排水区域 (ha)	処理区域 (ha)	下水管渠 (m)	処理場		排水区域 (ha)	処理区域 (ha)	下水管渠 (m)	処理場		
				箇所	面積 (㎡)				箇所	面積 (㎡)	
美浜町	315.8	315.8	84,496	1	12,101	315.8	315.8	84,496	1	12,101	100.0

表 水洗化率の推移（出典：町上下水道課）

	整備率 (%)	水洗化率 (%)
平成 13 年度	63.1	65.3
平成 14 年度	76.5	75.6
平成 15 年度	83.7	74.9
平成 16 年度	87.3	70.1
平成 17 年度	93.9	63.9
平成 18 年度	96.0	69.5
平成 19 年度	97.2	71.5
平成 20 年度	97.2	72.8
平成 21 年度	100.0	74.1

## 市街地開発事業

本町では、これまでに1ヶ所、5.1haで土地区画整理事業が行われており、用途地域面積に対する割合は3.1%に留まります。

表 土地区画整理事業実施状況（出典：町土木建築課）

	都市計画決定		実施状況			
			施行済		合 計	
	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)
美 浜	-	-	1	5.1	1	5.1

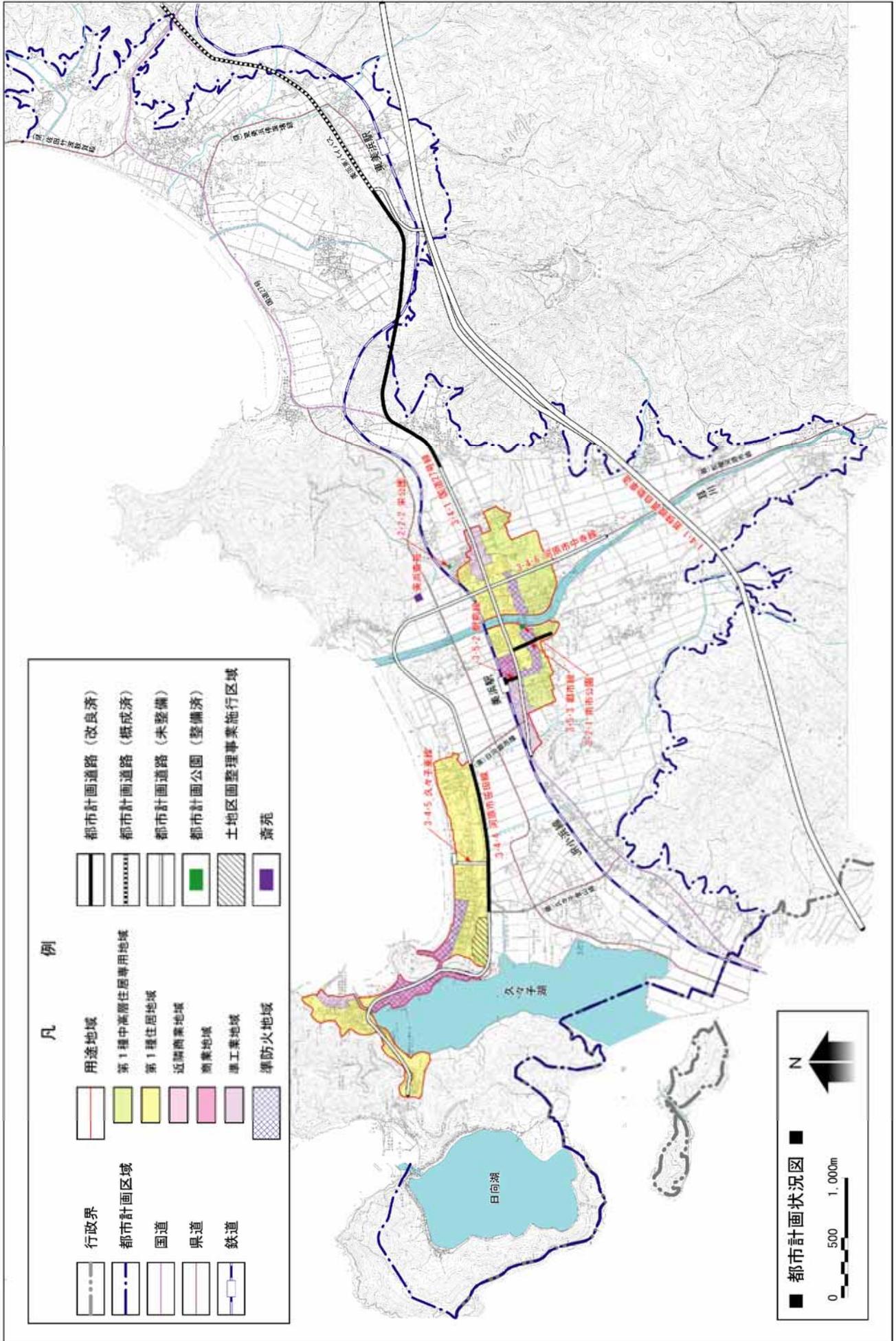
## その他都市計画

本町では、用途地域による制限のほか、商業地域・近隣商業地域には準防火地域が指定されています。

また、都市施設として美浜斎苑が整備されています。

表 その他都市計画の状況（出典：町土木建築課）

名 称	面積	備 考	最終決定年月日
準防火地域	24.0ha	商業地域・近隣商業地域	平成9年8月1日
美浜斎苑	0.3ha		平成元年12月14日



## (6) その他公共公益施設

### 公共施設

町内には、町役場・図書館等の公共施設のほか、美浜町総合運動公園や中央公民館等の施設が多数整備されています。

表 公共公益施設一覧

種別	名 称	種別	名 称
行 政	美浜町役場	スポーツ・レクリエーション	美浜町総合体育館
教 育	美方高校		美浜町民野球場
	嶺南東養護学校		美浜町民広場
	若狭医療福祉専門学校		若狭美浜 B & G 海洋センター
生涯学習	美浜町中央公民館		美浜町体育センター
	美浜町立図書館		美浜町多目的学校プール
	美浜町文化会館		美浜町ゆうあいひろば
	美浜町小倉会館		美浜町ふれあい広場
	若狭国吉城歴史資料館		西郷健康ひろば
保健福祉	美浜町保健福祉センターはあとびあ		松原キャンプ場
	美浜町子育て支援センター		ダイヤ浜キャンプ場
	美浜町デイサービスセンターほほえみ		丹生白浜キャンプ場
医 療	東部診療所		彫刻の森
	丹生診療所		美浜町菅浜海の暮らし館
保 育 所	みずうみ、せせらぎ、あおなみ、はまかぜ		福井県立三方青年の家ボートハウス
児 童 館	南市、郷市		森と暮らすどんぐり倶楽部
消 防	敦賀美方消防組合美浜消防署		溪流の里
そ の 他	美浜町給食センター		
	MMネット(ケーブルテレビ)		
	美浜原子力P Rセンター		
	福井県園芸試験場		

### 義務教育施設

本町には、小学校7校、中学校2校(分校含む)があり、平成22年度の児童、生徒数は、それぞれ482人、282人となっています。経年的には、児童数・生徒数ともに微減の傾向となっています。

表 児童・生徒数の推移(出典:町教育委員会)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
美浜北小学校	72	66	65	63	65	54
美浜南小学校	132	119	104	111	106	107
弥美小学校	195	193	181	179	164	160
新庄小学校	27	31	30	31	34	33
美浜東小学校	113	114	99	109	106	100
菅浜小学校	21	20	22	17	15	14
丹生小学校	32	29	25	22	16	14
合 計	592	572	526	532	506	482
美浜中学校	345	323	321	298	305	282
美浜中学校分校	13	11	9	8	4	0
合 計	358	334	330	306	309	282

## 資料-3 住民アンケート調査の結果概要

---

### (1) 調査の目的

「美浜町都市計画マスタープラン」の策定に当り、本町が目指すべき将来の姿やまちづくりの方向性などについて、広く住民の意向を把握し、計画に反映していくことを目的として実施しました。

### (2) 調査の期間

平成 22 年 5 月 19 日～平成 22 年 6 月 7 日

### (3) 調査の対象及び回収状況

本アンケート調査は、町内在住の 20 歳以上の方を対象に 2,000 人を無造作に抽出し、郵送による配布・回収方式で実施しています。

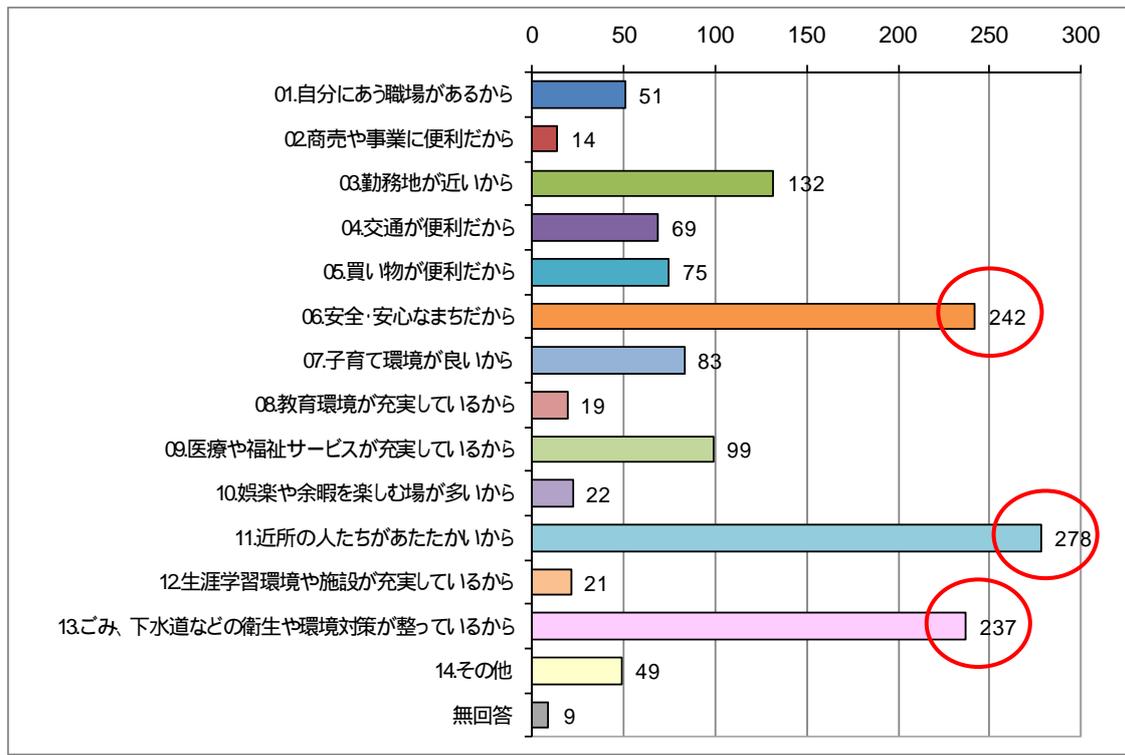
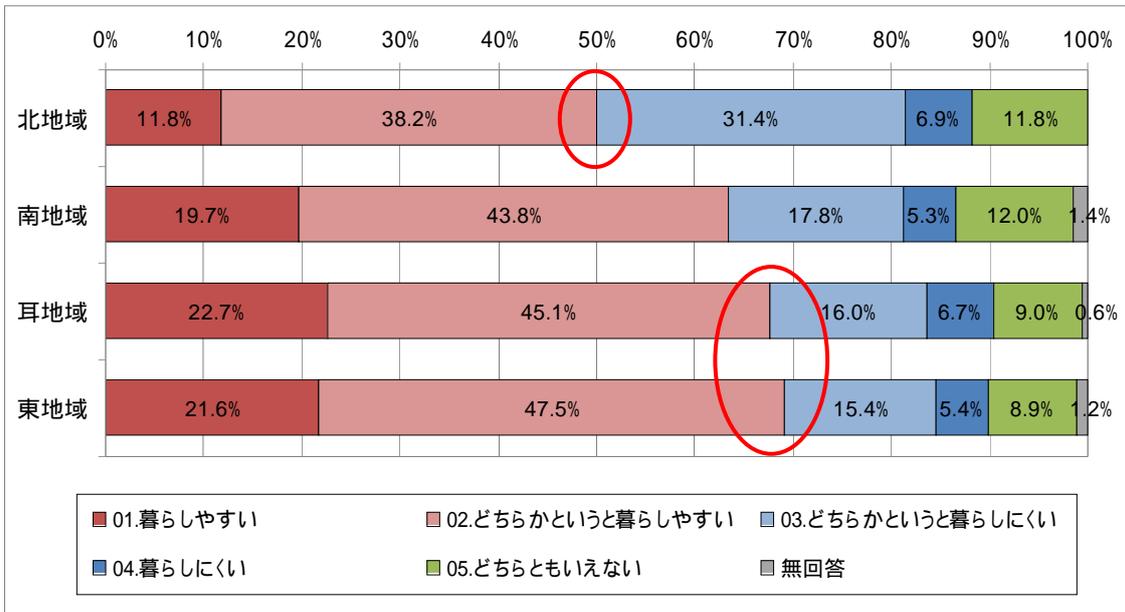
回収状況は次の通りです。

配	布	数	2,000
回	収	数	926
回	収	率	46.3%

#### (4) 結果の概要

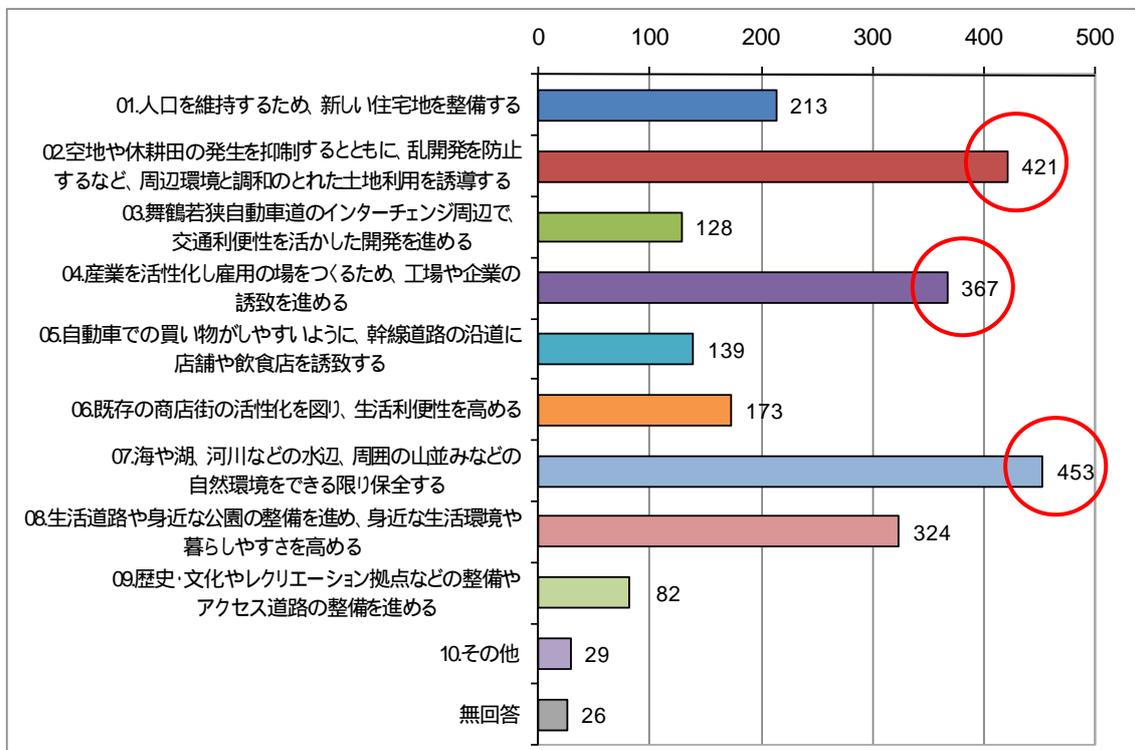
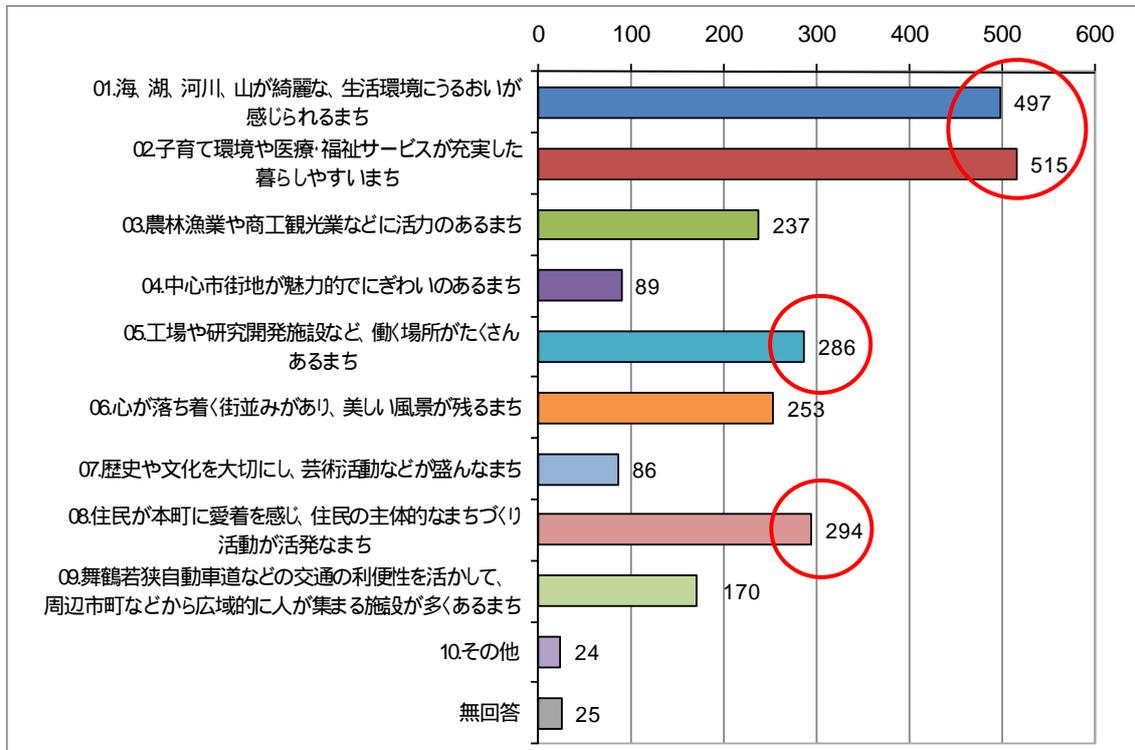
##### 問6 . 暮らしやすさ、問7 . 暮らしやすい理由

- ・全体では65.1%の方が「暮らしやすい、どちらかという暮らしやすい」と回答していますが、東・耳地域では約7割、北地域では約5割と地域差がみられ、敦賀市からの距離、国道や鉄道（駅）への近接性が影響しているものと考えられます。
- ・「近所のひとたちがあたたかい」といったことを暮らしやすい理由に掲げる割合も高く、特徴的といえます。また、安全・安心や環境対策への評価については、防災無線や下水道など生活に不可欠な基盤の整備水準の高さに起因しているものと考えられます。



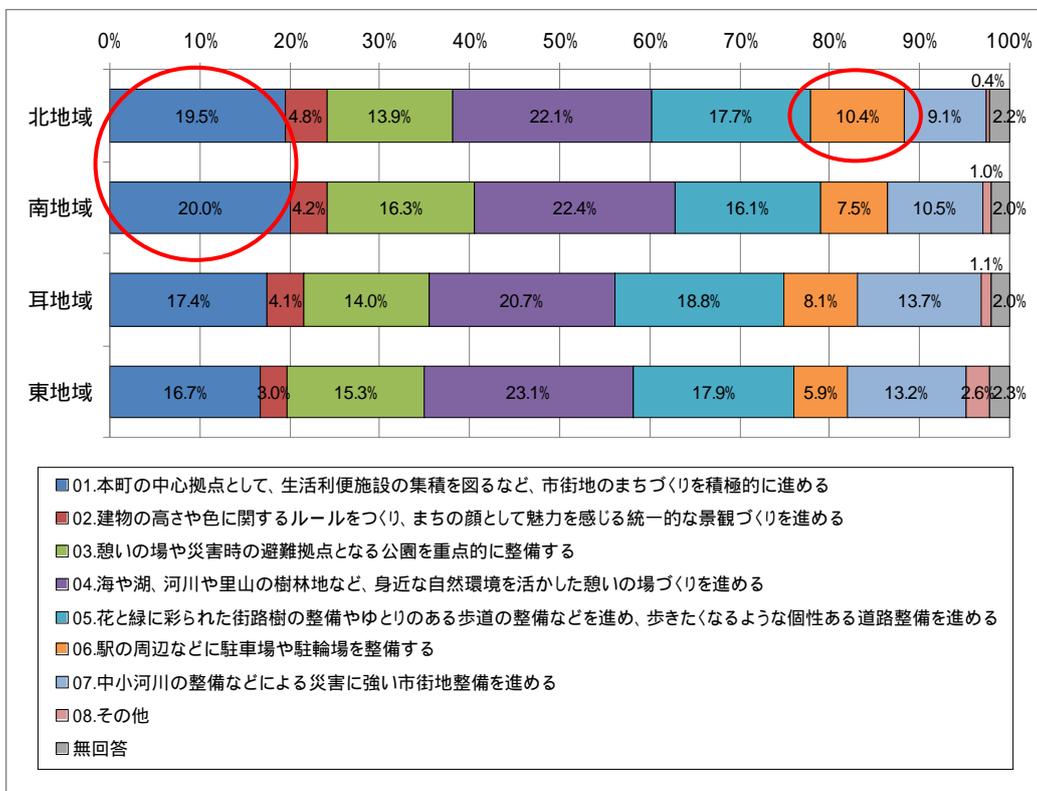
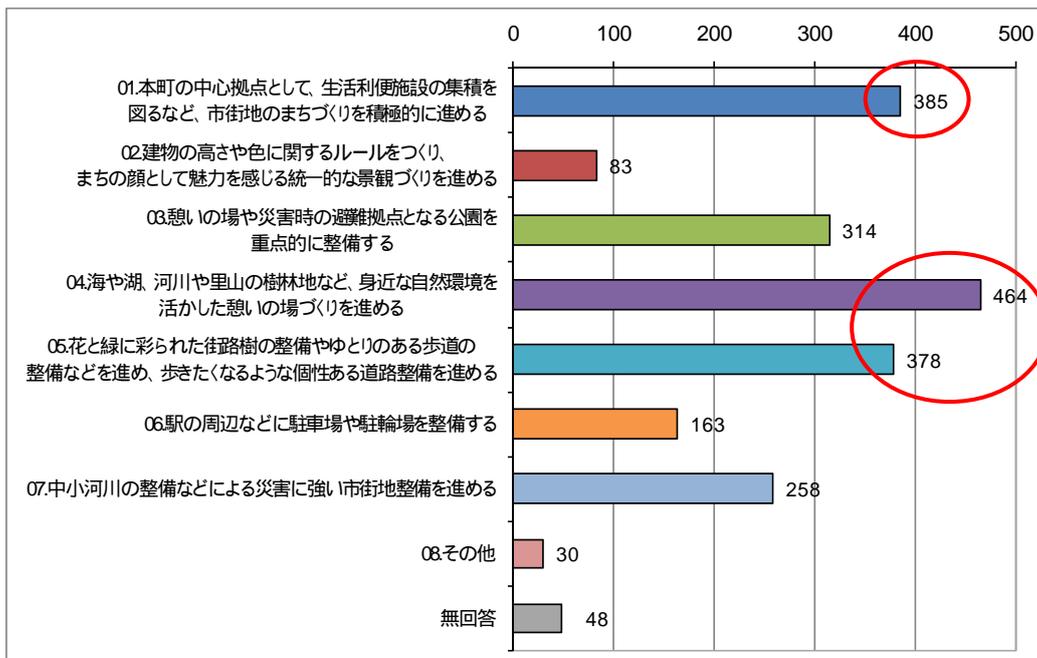
問9．目指す将来像、問10．土地利用の方針

・雇用創出に対する期待は強いが、全体的には新たな整備・開発よりも、ソフト（子育てや福祉等）を含めた生活環境の充実、環境や景観の保全、身近な生活基盤（生活道路・公園等）の充実などに対する意識が強くなっています。



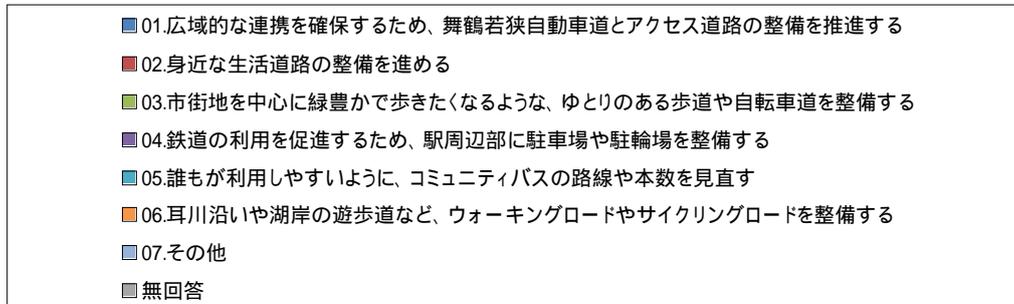
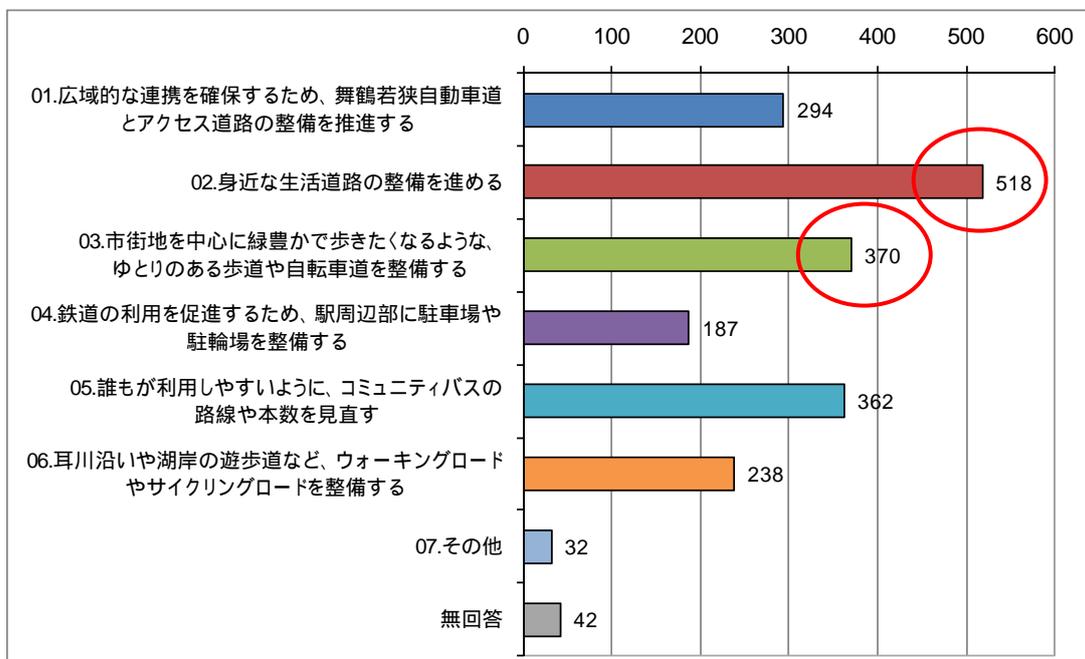
問 11 . 中心部のあり方

- ・ 駅や役場が集積する市街地中心部については、美浜町の中心としての機能集積を求めています  
が、ゆったりと落ち着いて集える環境づくりへの期待が伺えます。
- ・ 地域毎には、北・南で機能集積に対する意識がやや高くなっています。特に、北地域では、駅  
周辺部への駐車場・駐輪場整備への意識も高くなっています。



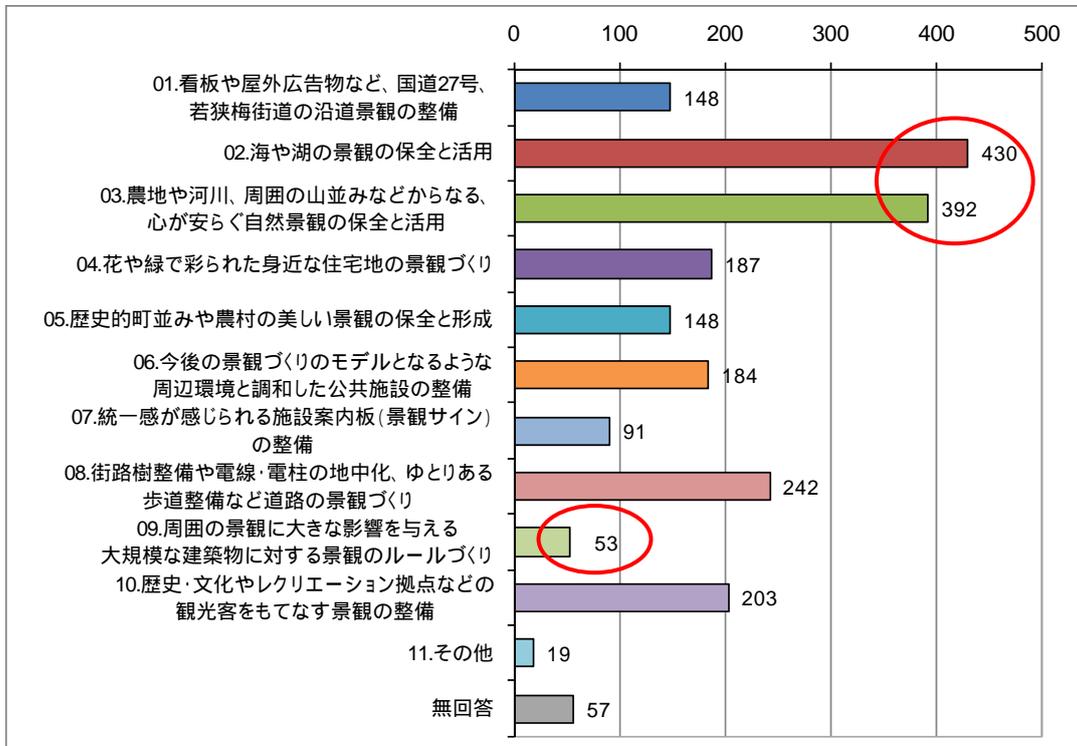
## 問 12 . 交通体系

- ・身近な生活道路の整備や歩ける空間づくりなど、身近な生活環境への意識が高くなっています。
- ・鉄道駅周辺部の整備に対する期待は、それほど高くありません。
- ・コミュニティバスの見直しについては、北地域で特に強く意識されています。



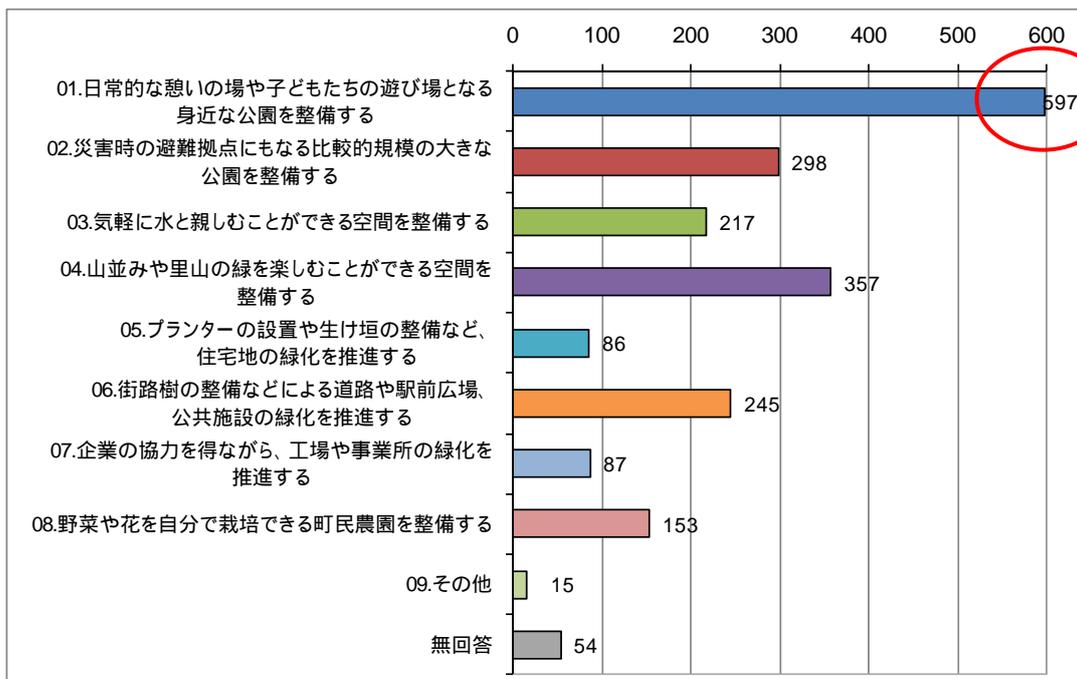
問 13 . 景観づくり

・豊かな自然景観の保全・活用への意識が高くなっていますが、それを保全するためのルールづくりに対しては特に意識されていません。



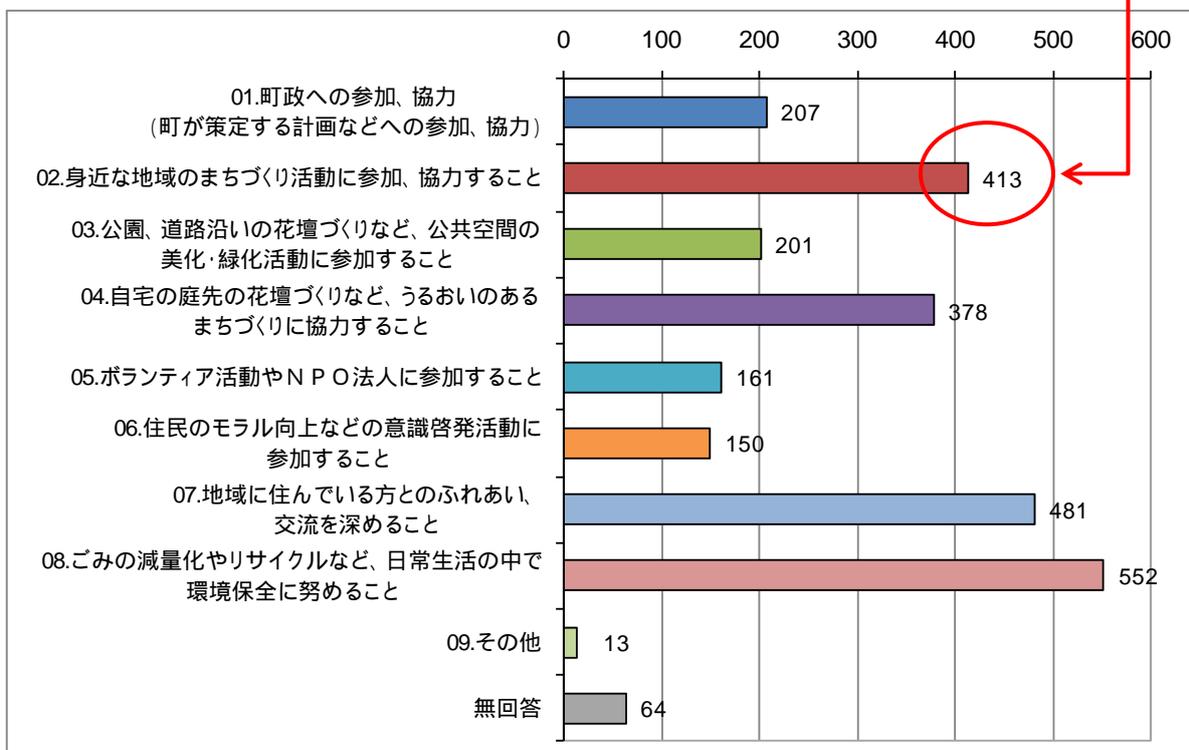
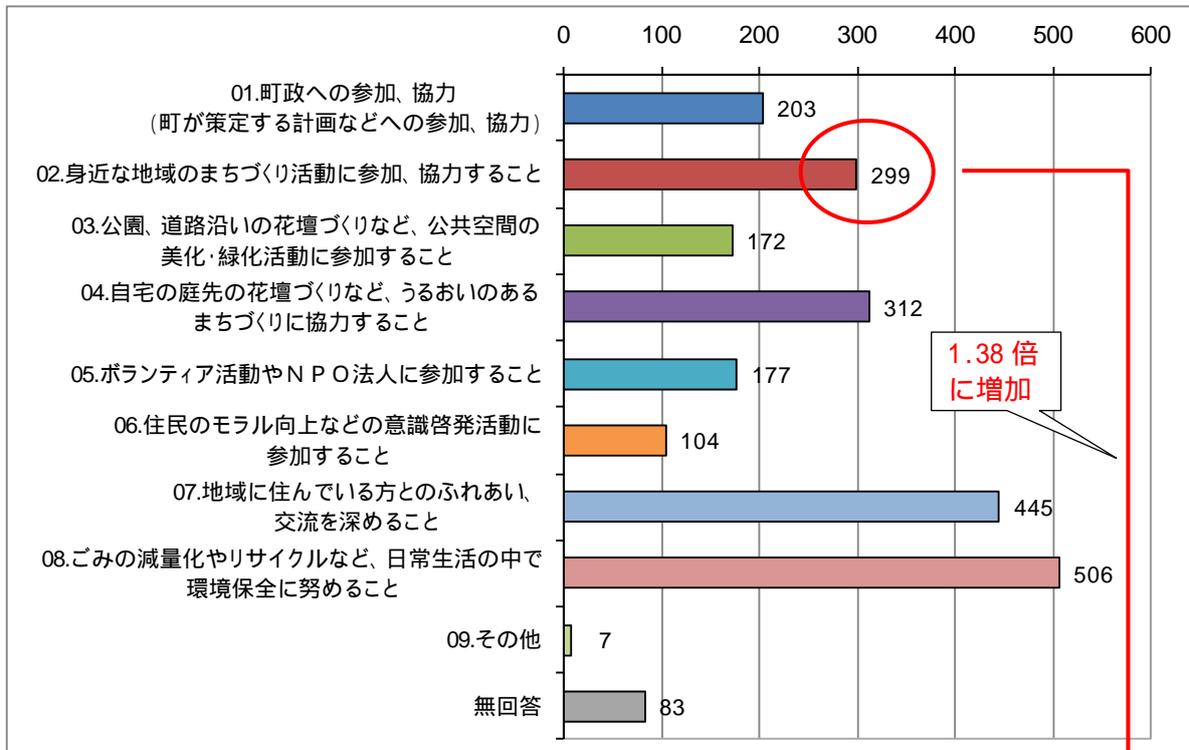
問 14 . 公園緑地

・身近な公園整備に対する意識が特に高くなっています。



問 16 . 実践しているまちづくり活動、問 17 . 協力できるまちづくり活動

・実践しているまちづくり活動と今後協力できる活動には、特に大きな違いは見られませんが、地域の身近なまちづくり活動に関しては、潜在的な参加意識の高さが伺えます。



## 資料-4 用語集

### 【アルファベット】

#### NPO

Non-Profit Organization 民間非営利法人組織の略。住民による自主的なまちづくり・高齢者支援・自然環境保全・ごみのリサイクル活動、あるいは阪神・淡路大震災後のボランティア活動の盛り上がりなどを背景に、住民の非営利組織を示すものとしてNPOという言葉が広く用いられるようになった。

### 【あ行】

#### 運動公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市住民全般を対象に、主として運動のために利用することを目的とした公園。

#### エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させることを目的とした、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのこと。

#### オープンスペース

open space 公園・広場など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

### 【か行】

#### 街区公園

都市計画で主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離250m、1カ所あたり面積0.25haを標準として設置する。

#### 開発行為

主として建築物等の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことである。土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う道路の新設・廃止・付け替えや切土盛土をいう。

#### 環境基本計画

国や地方公共団体が、環境基本法に基づき定める、環境保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。

#### 幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもつ道路。都市計画道路体系では、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、区画道路に大別される。

#### 既成市街地

都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域のこと。

#### 近隣公園

近隣住区に居住する者を対象とし、幼児から老人まですべての年齢層に利用される。近隣公園は、ひとつのコミュニティ形成の役目を担う都市計画史上最も基本的な公園であり、公園施設としては、運動広場を中心とする動的レクリエーションの施設のほかに休養・散策等の静的レクリエーションの施設が配置される。誘致距離500mを対象範囲とし、1近隣住区あたり1カ所を目標に面積2haを標準として配置する。

なお、近隣住区とは、道路、河川、鉄道等によって区分されるおおむね1km四方の地域をいい、一般的には1小学校区をこれにあてることが広く行われている。

#### グリーン・ブルーツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

#### 景観計画

景観行政団体が、景観法に基づき、景観計画区域における良好な景観を形成するために必要な事項を定める計画。景観法により、都道府県及び政令市、中核市が景観行政団体と定められており、それ以外の市町村も都道府県の同意を得て景観行政団体となることができる。

#### 景観条例

景観づくりの理念や目標、町・町民・事業者の責務、具体的な行為の届出、景観づくり地域団体などに関し、必要な手続きや方策等を定めた条例。

#### 建築協定

土地所有者及び借地権者が、建築基準法の定めるところにより締結する建築物の敷地等に関する基準についての協定をいう。住宅地の環境等を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善することを目的としている。

#### 広域幹線道路

主要幹線道路のうち、都市間を連絡する広域的な自動車専用道路等を総称して言う。

#### 高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

## 公共下水道

主として、市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもののこと。

## 国土形成計画

今後概ね 10 年における国土づくりの方向性を示す計画。平成 20 年 7 月に閣議決定されている。新しい国土像として、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることとし、その実現のための目標や各分野別施策の基本的方向等を定めている。

## コミュニティバス

community bus 一定の地域内を地域の必要目的に合わせて運行するバスのこと。

### 【さ行】

#### 市街地開発事業

一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図る事業。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業の 6 事業が該当する。

#### 住区基幹公園

住民の生活行動圏域によって配置される小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園、地区公園が含まれる。

#### 循環型社会

これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システム。資源の循環利用を進め、環境への負荷を最小にして自然に戻す社会、将来世代のため資源や地球環境を大切にすることを指す。

#### 白地地域

市街化区域と市街化調整区域の区分を行わない都市計画区域のうち用途地域を指定していない区域を指す。本町では、嶺北北部都市計画区域の用途地域を指定していない区域が該当する。

#### 水源涵養（機能）

森林の土壌が持つ、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

## スマートグリッド

様々な定義があるが、概ね「従来からの集中型電源と送電系統との一体運用に加え、情報通信ネットワークにより分散型電源や需要家の情報を統合・活用した、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システム」を指す。

#### 整備、開発又は保全の方針（整・開・保）

都道府県が、都市計画区域毎に人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。都市計画の目標や区域区分の決定の有無、主要な都市計画の決定の方針について定める。

#### 総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。

#### 総合振興計画

地方自治法に規定され、市町村が事務を処理するにあたり、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定するもの。

### 【た行】

#### 地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即し、民有林について森林計画区別に 5 年ごとに 10 年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものである。

#### 地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画であり、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間領域をカバーする地区レベルのきめ細かな計画制度として位置付けられる。このため慎重な計画決定手続きを必要とし、条例に基づく縦覧等の方法により区域内の地権者等の意見を求めて都市計画の案を作成する。

#### 地区公園

近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用圏域として設けられる公園であり、普通 4 近隣住区単位が集合した地区を配置の基礎単位とする。地区公園は徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園ではあるが、都市規模、人口密度などによって総合公園、運動公園の機能を持つ場合がある。

また、震災・火災などの災害時に避難中継基地となる。誘致距離 1000m の範囲内で面積 4 ha を標準として配置する。

## 低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会（21世紀環境立国戦略（2007年閣議決定）より）をいう。環境省は、2008年に「低炭素社会づくりに向けて」をとりまとめ、(1)カーボン・ミニマム（二酸化炭素の排出量を最小化）の実現、(2)豊かさを実感できる簡素な暮らしの実現、(3)自然との共生の実現を目指す低炭素社会の基本理念を公表した。

## 特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、良好な環境の形成又は保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の用途の建築物等を制限する地域。

## 都市基幹公園

都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。具体的には、総合公園と運動公園によって構成される。

## 都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

## 都市公園

都市公園法により定められている、地方公共団体又は国が設置する公園・緑地のことをいう。

都市公園には次のものがある。

- (1) 国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業として設置されるもの）
- (2) 地方公共団体が設置する公園（街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園など）

## 都市施設

道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

## 【な行】

### 二地域居住

都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等において、中長期（1～3ヶ月程度）定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

## 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域。

農業振興地域が指定されると、市町村は農業振興地域整備計画を定める。農業振興地域整備計画には、農産物の生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項などを定める。

## 【は行】

### パートナーシップ

まちづくりの分野では「協働」と同義語。行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を除去するという意味で、1974年国連障害者生活環境専門会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出した頃から使用されるようになった。もともと建築用語として使用され、段差の解消などの物理的障壁の除去という意味が強かったが、最近では社会的、制度的、心理的及び情報面での障壁の除去という意味でも使われている。（ユニバーサルデザイン）

### 風致公園

特殊公園の一種で、良好な水辺地、樹林地の自然環境が残されている土地などを一体として取り込んだ公園。風致公園内の公園施設は散策路、休憩所などを中心とし、大規模な造成を必要とする施設は設けないこととされている。

### 風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。都市の風致を維持するために設けられる。

風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などの行為について、条例により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。

### 保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

## 補助幹線道路

道路網の中で幹線道路を補う道路。補助幹線道路は、幹線道路と区画街路とを連絡し、近隣住区内の生活幹線道路の役割を果たす。

## 【や行】

### 優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。例えば、20ha以上の集団的な農地や農業水利施設の整備等を実施した農地等は、農地法、「農業振興地域の整備に関する法律」により、優良な農地として原則として農地の転用を認めないこととされている。

### ユニバーサルデザイン

Universal Design ノースカロライナの工業デザイナー、ロン・メイス氏が提唱する新しい概念。道具や空間デザインをするにあたって、障害者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者を含めた全ての人にとって使いやすいデザインを考えること。

### 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的として、住宅地、商業地、工業地等の主要な構成要素の配置及び密度構成について公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画をもとに、土地利用の現況及び動向を勘案して定められる。

## 【ら行】

### ライフサイクルコスト

購入者の立場としては、製品を購入してから使用中止、あるいは廃却するまで、製造者の立場では、企画・研究開発から廃棄、処分に至るまでの資産の全生涯で発生するコストをいう。

昨今では、環境問題、エコロジーといった側面からも、企業は単に開発コスト、生産コスト、流通コストだけを考えるのではなく、商品の運用コスト、廃却コストも含めたトータルコスト(=ライフサイクルコスト)の最適化を求められている。

### 緑地

緑地には、都市公園などに該当する営造物たる緑地を意味する狭義の緑地と、都市公園のみならず、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める広義の緑地がある。

都市計画法、都市公園法でいう緑地は狭義の緑地に該当し、地方公共団体などが土地に関する権限を取得し、施設として積極的に整備し管理するもので「施設緑地」を意味する。これは、公園と機能的に異なるものではないが、通常、公園施設はほとんど設けず、自然のまま、又は園路、植栽をほどこす程度でその目的を達しうるものをいう。

### 緑地協定

都市緑地法に定められた制度で、地域住民の自主性を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするもの。緑地協定は、地域住民の全員の合意で、緑地の保全又は緑化に関することを定め、市町村長の許可を受けて成立する。

参照：主に「都市計画用語辞典」(ぎょうせい)

# 美浜町都市計画マスタープラン

～ より良い生活空間づくりとその実現に向けて ～

---

発 行 平成 23 年 9 月

編集・発行 美浜町土木建築課

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市 25-25

TEL 0770-32-6707 FAX 0770-32-6050

E-mail [doboku-kenchiku@town.fukui-mihama.lg.jp](mailto:doboku-kenchiku@town.fukui-mihama.lg.jp)

URL [http://www.town.mihama.fukui.jp/www/normal\\_top.jsp](http://www.town.mihama.fukui.jp/www/normal_top.jsp)

協 力 株式会社サンワコン

